

資料編

本計画の考えをより深める

1 杉並区の概況

1) 杉並区の現況

(1)位置

杉並区は東京23区の西端に位置し、隣接する区市町村は、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区となっています。

杉並区の大きさは、東西約7.5km、南北約7.2kmで、面積は約34.06km²で23区内で8番目に広い面積を有しています。

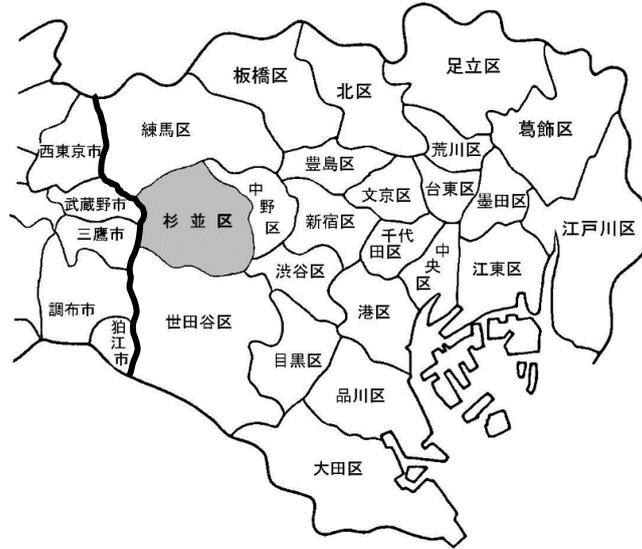


図1:杉並区の位置

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

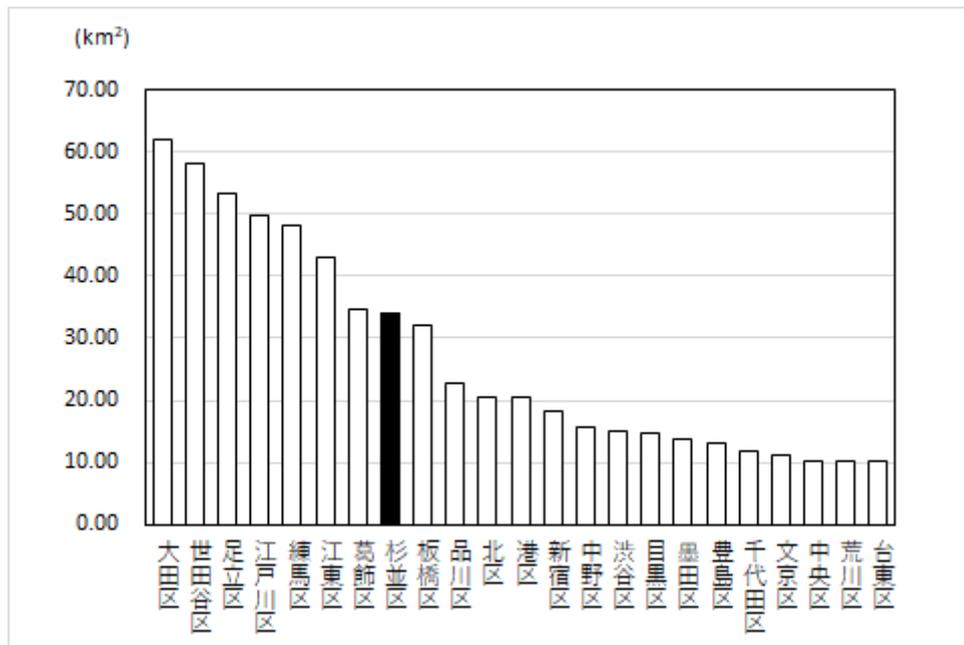


図2:区別面積比較(令和3(2021)年10月1日時点)

出典：「区市町村別人口・面積」（東京都）

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tokyoto/profile/gaiyo/kushichoson.html>

(2)地形及び水系

杉並区は武蔵野台地のほぼ中央に位置し、地形は全般的にみて平坦で、東部がやや低く、西部に向かって次第に高くなっています。

北部には妙正寺池を水源とする妙正寺川、中央部には善福寺池を水源とする善福寺川、南部には井の頭池を水源とする神田川が西から東へと流れ、この流域沿いは周囲よりやや低くなっています。また、杉並区内を東西に流れる善福寺川、神田川、妙正寺川は荒川水系の一級河川であり、かつては農業用水や飲料水にも利用されていました。

しかし、農地の減少や上水道の普及が進んだ今日では、水辺のレクリエーションゾーンとしての活用が期待されています。

杉並区の中心部を流れる善福寺川は、善福寺公園内の善福寺池を水源としており、川沿いには、善福寺川緑地や和田堀公園などの大規模緑地が連続して存在しています。

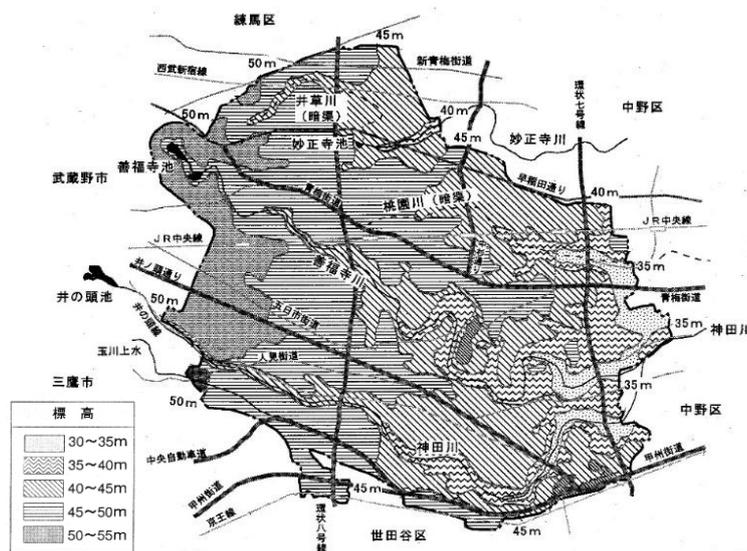


図3:杉並区の地形概要

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

(3) 人口

杉並区の人口は、令和4（2022）年1月1日現在の住民基本台帳によると569,703人であり、23区中では世田谷区、練馬区、大田区、江戸川区、足立区に次いで6番目に多く、世帯数は323,702世帯、一世帯当たりの人員は1.76人となっています。

人口の推移では、図2-6のとおり平成9（1997）年まではやや減少傾向であったが、それ以降は増加に転じています。世帯数は増加を続けており、一世帯あたりの人員は2.00人を下回った状態が続いています。

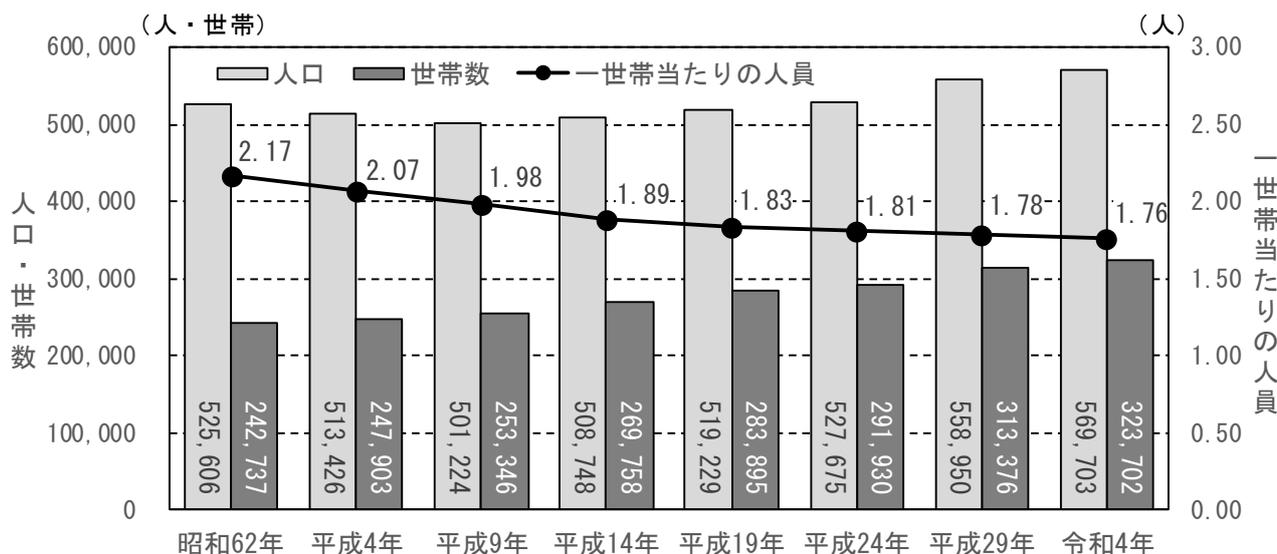


図4:人口・世帯数の推移

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

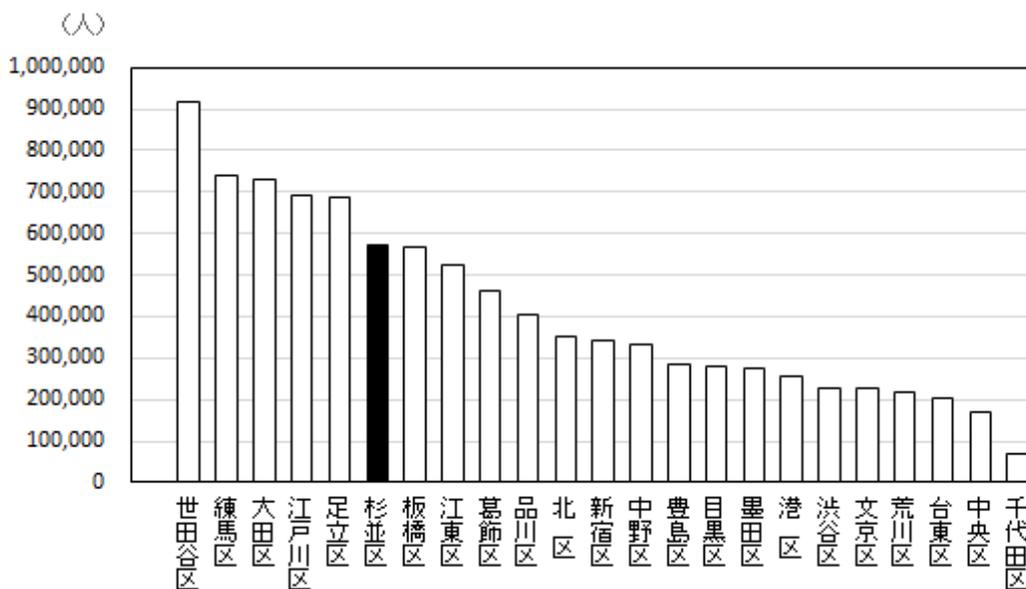


図5:23区の人口(令和4(2022)年1月1日現在)

出典：「東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和4年1月）
<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2022/jy22000001.htm>

(4) 土地利用

杉並区の用途地域は、第一種低層住居専用地域の占める割合は63.69%と最も高く、住居系用途地域全体では2,918.5haと、区全体の85.79%を占めています。

土地利用状況では、建物の建っている土地（宅地）の約8割が住宅用地であり、23区の中でも住宅地の比率が高く、住宅都市としての性格を色濃く有しています。

JR中央線駅周辺や幹線道路沿道には多くの中高層の集合住宅が分布している一方、環八通りより西側では、比較的敷地が広い住宅地が多く分布しています。

商業用地はJR中央線駅周辺や甲州街道、青梅街道、環七通り、環八通り等の幹線道路沿道に分布しています。

大規模な公園やグラウンドは善福寺川、神田川沿いに多くが分布しており、農地は環八通り西側の北部と南部に多く分布しています。

表1:用途地域の指定状況

用途地域		面積 (ha)	割合 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	2,166.8	63.69
	第二種低層住居専用地域	14.9	0.44
	第一種中高層住居専用地域	430.3	12.65
	第二種中高層住居専用地域	95.9	2.82
	第一種住居地域	78.1	2.30
	第二種住居地域	61.6	1.81
	準住居地域	70.9	2.08
		2,918.5	85.79
商業系	近隣商業地域	297.3	8.74
	商業地域	133.3	3.92
		430.6	12.66
工業系	準工業地域	52.9	1.55
		52.9	1.55
合計		3,402.0	100.00

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

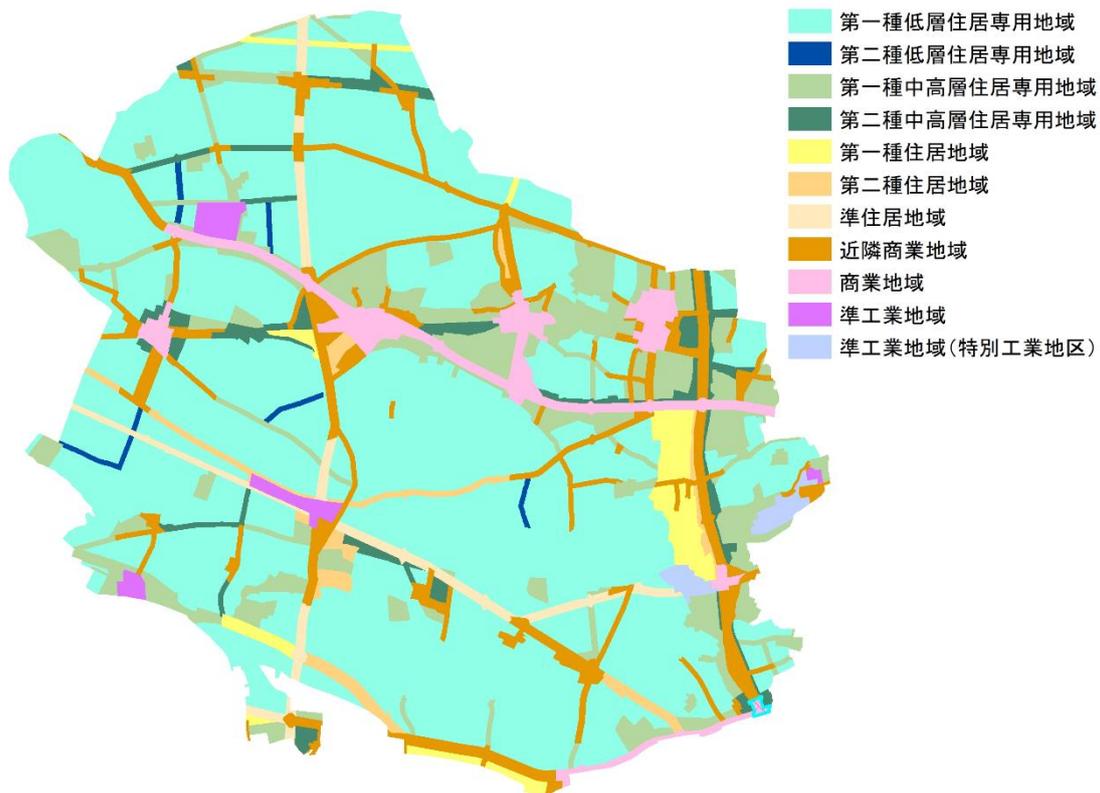
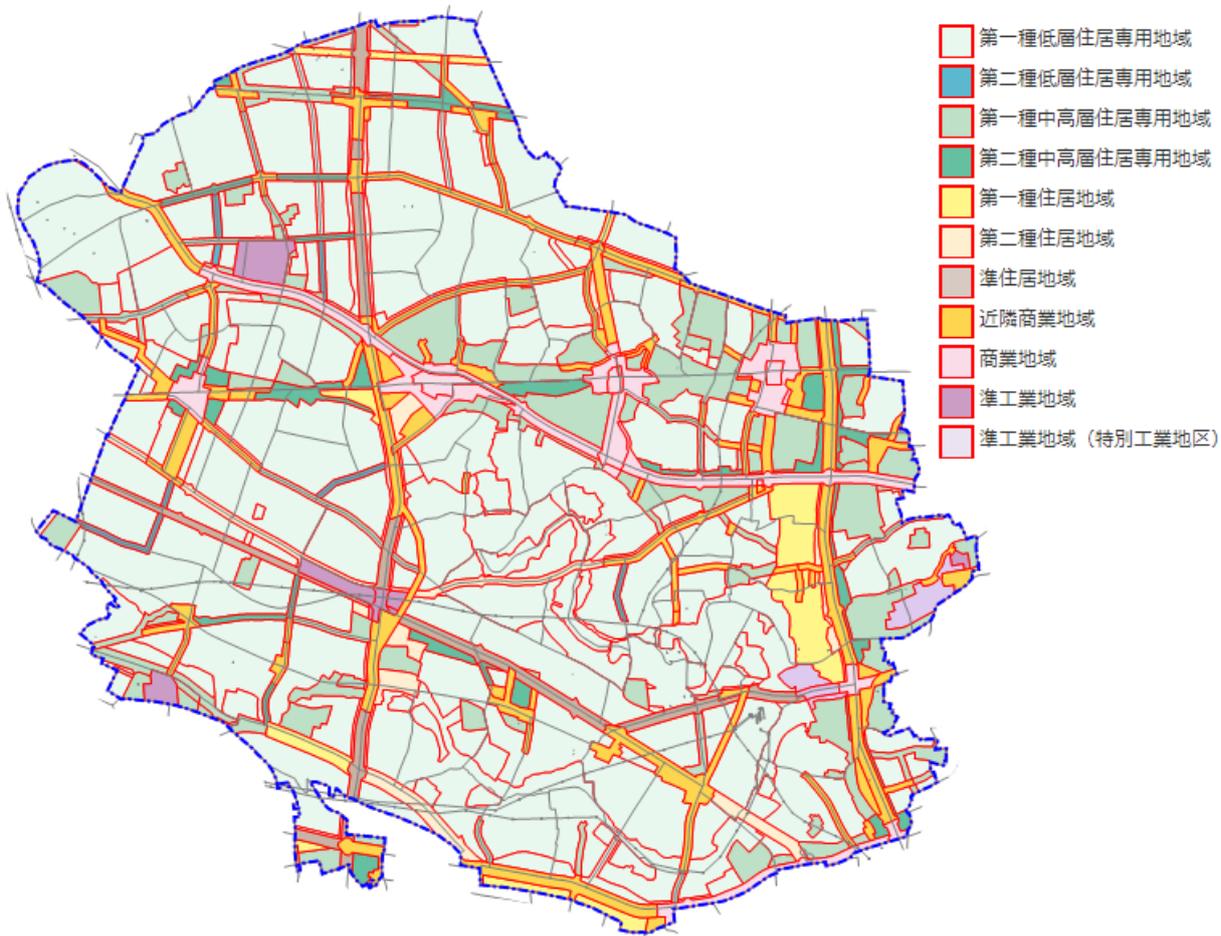


図4:用途地域の指定状況

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）



出典：「都市計画の確認 すぎナビ（杉並区電子地図サービス）」（杉並区）
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/sumai/ie/1004944.html>

(5)自然環境

① 大気

現在、杉並区内の大気汚染の状況は改善され、多くの大気汚染物質は環境基準を満たしていますが、光化学スモッグ注意報は、減少してきているものの依然として毎年複数回発令されています。注意報は光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダント濃度が高い場合に発令されますが、この光化学オキシダントを減らすには VOC（揮発性有機化合物）排出量の削減が重要なことから、国、都を含めた広域的な対策が不可欠です。光化学スモッグ注意報の発令時に、杉並区では健康被害の発生を防ぐため、防災無線や垂れ幕の掲出等により区民への周知を図っています。

杉並区の令和4年度における測定室の環境基準適合状況は、光化学オキシダント以外の汚染物質は環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは、測定されている区役所前、富士見丘、久我山の全ての場所で環境基準を超えています。

出典：「杉並区環境白書 令和5年度版」（杉並区）

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/090/062/kankyohakusyo-honnpenn05.pdf

② 水質

杉並区内を流れる3つの河川は、北から妙正寺川、善福寺川、神田川ですが、善福寺川中流域の一部を除いて、コンクリートの垂直護岸に囲まれた典型的な都市河川となっています。

杉並区内河川の汚染状況を確認するため、区内3河川（神田川、善福寺川、妙正寺川）の計5地点で、年4回水質調査を実施しました。水質は、魚が生息するための指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）やDO（溶存酸素量）の数値で見ると、下水道の普及とともに改善されてきて、短時間の激しい雨などの場合の水質悪化を除けば、一定の良好な水質を保っています。

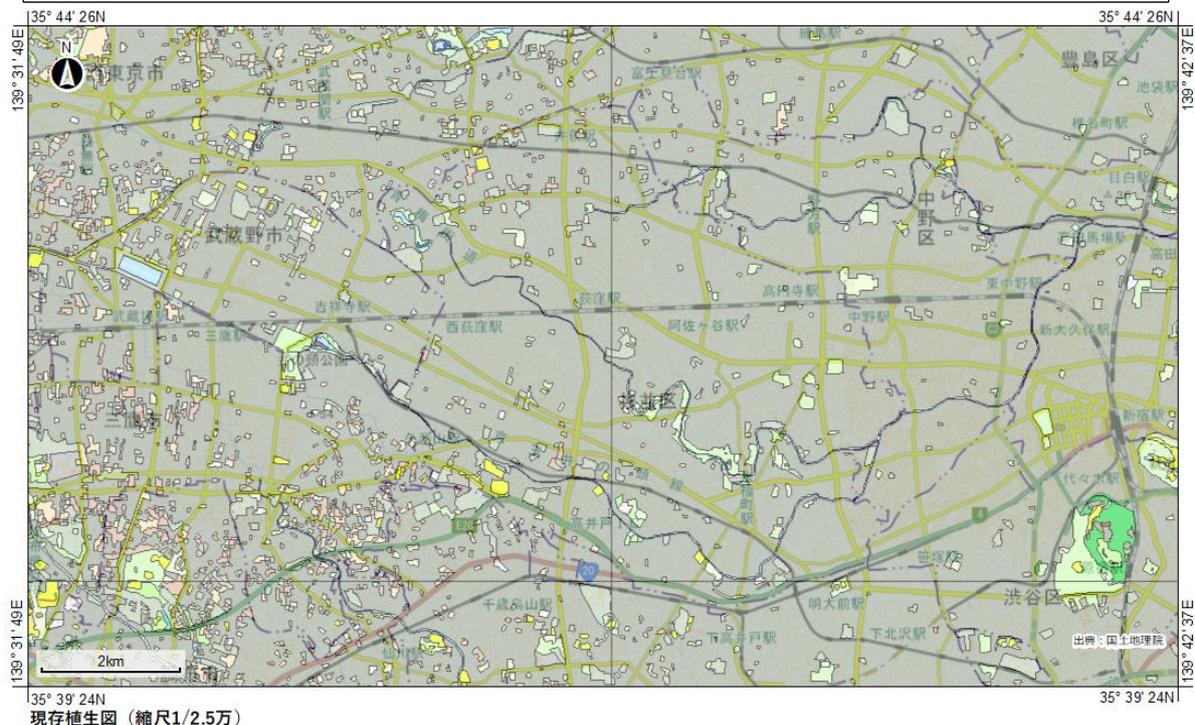
環境基準にはAA～E類型の水域類型があり、杉並区内の河川では、妙正寺川がB類型・神田川がC類型に指定されています。

出典：「杉並区環境白書 令和5年度版」（杉並区）

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/090/062/kankyohakusyo-honnpen05.pdf

↓のサイトから杉並区のエリアをくり抜く

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-106.html>



③ 植生

杉並区内に現存する代表的な植生は、自然植生として善福寺下池にみられる湿生草原であるヨシクラすが、また自然林に相当するものとして、善福寺川に沿った善福寺公園や善福寺川緑地内の一部の樹林、大宮八幡宮などの社寺林、および杉並区内北部等に点在するケヤキ・シラカシ屋敷林がみられます。

さらに、二次林では善福寺池周辺や善福寺川・神田川沿いに小規模なコナラ・クヌギ群集が、また二次草原・人工草地として区内南部のグラウンドなどにみられるシバ草地やオオバコ・カゼクサ群集などの踏み跡群落が見られます。

このほか果樹園・畑、樹群を伴った公園等および緑の多い住宅地といった小規模な耕作地や植栽地が区内に点在しています。

出典：「杉並区自然環境調査報告書（第7次）」（令和2年3月、杉並区環境部環境課）

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/918/shizenhoukokusy01.pdf

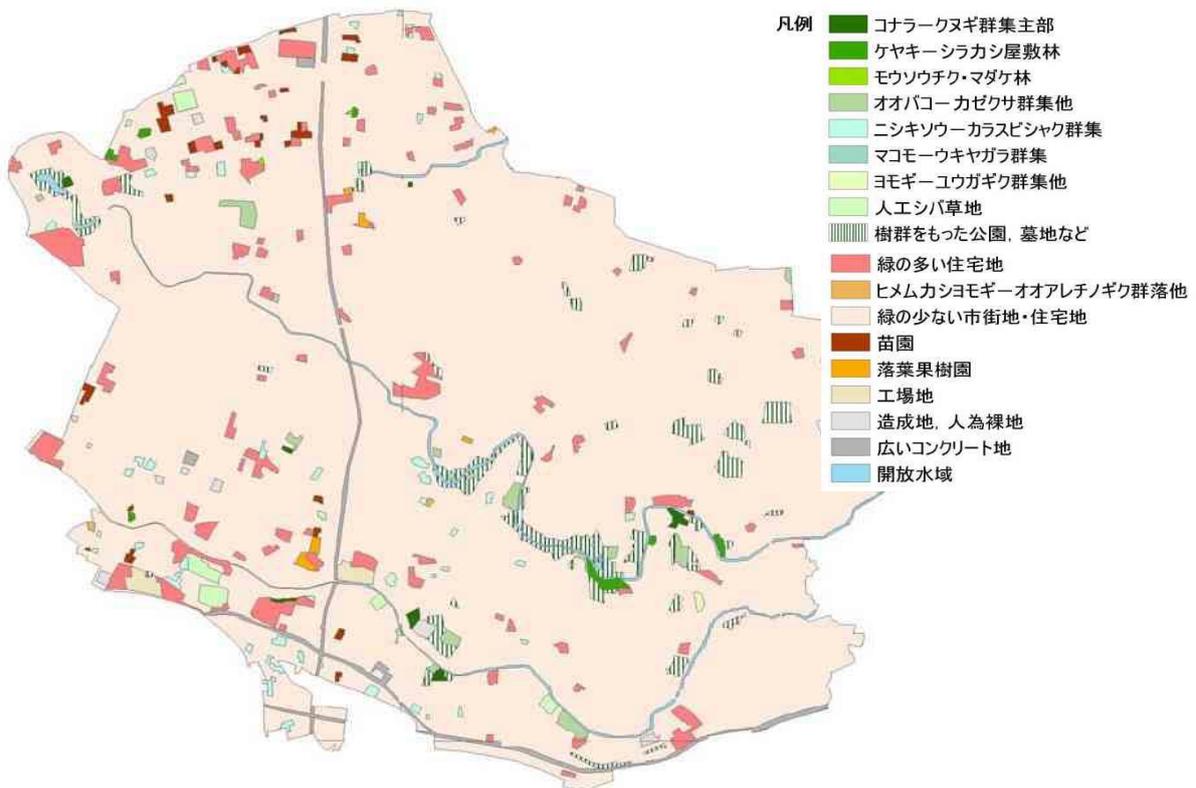


図5: 現存植生図

平成19年度東京都植生データをもとに作成

④ 動植物

杉並区内に生息する動植物の主な種は、「杉並区自然環境調査報告書（第7次）」によると、以下の表のとおりです。

表●：杉並区の生物相の特徴など

項目	特徴	主な種
植物	広く分布する植物	<ul style="list-style-type: none"> ・照葉樹林の構成種：シラカシ、スタジイ等 ・二次林の構成種：エノキ、ムクノキ等 ・林縁等の生育種：ドクダミ、ヤブガラシ等 ・路傍等の人里草地生育種：オニタビラコ、ツユクサ等
	出現頻度の低い種	<ul style="list-style-type: none"> ・照葉樹林の種：イノデ、ヤマイタチシダ等 ・二次林の種：オカウコギ、ヤマコウバシ等 ・林縁の種：オヤブシラミ、ボタンツル等 ・草地の種：アキカラマツ、アマナ等 ・水辺の種：アカメヤナギ、ホタルイ等
	帰化植物	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物：アレチウリ、オオフサモ ・ツルズズメノカタビラ、タチバナモドキ等29種類
	植栽種	<ul style="list-style-type: none"> ・モッコク、ヤマブキ、ガクアジサイ、マサキ、クロマツ、ヤマボウシ等
	特筆すべき種	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼンブクシアザミ（新称）
クモ	環境指標種	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境指標種A：シモフリヒメグモ等3種 ・自然環境指標種B：アオグロハシリグモ等3種 ・自然環境指標種C：カネコトタテグモ等8種 ・都市環境指標種：キシノウエトタテグモ等28種
	外来種	<ul style="list-style-type: none"> ・シロホシヒメグモ、マダラヒメグモの2種類
昆虫類	減少した種	<ul style="list-style-type: none"> ・クルマバッタ、セスジイトトンボ、オオチャバネセセリ、コチャバネセセリ ・ノコギリクワガタ、ゴイシシジミ
	増加した種	<ul style="list-style-type: none"> ・クマゼミ、ハグロトンボ、アカシジミなど ・ヨコツナサシガメ、ヘリグロテントウノミハムシ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモンなど
	外来種	<ul style="list-style-type: none"> ・アオマツムシ、セイヨウミツバチ、モンシロチョウ等の8種類
	注目種	<ul style="list-style-type: none"> ・キアシマルガタゴミムシ、ゴイシシジミ等
鳥類	出現種数	<ul style="list-style-type: none"> ・14目30科57種（外来種を含む）が記録された。 ・アトリ、コチドリ、ヒドリガモ、ヒメアマツバメ、ピンズイ、ホシハジロが初めて記録された。
	渡り区分別の出現種類	<ul style="list-style-type: none"> ・留鳥：27種（45.8%） ・冬鳥：16種（27.1%） ・留鳥及び冬鳥で出現種の約7割を占めた。
	生息環境区	<ul style="list-style-type: none"> ・「水辺」に区分される鳥類：22種（37.3%）

項目		特徴	主な種
	分別の出現種類		<ul style="list-style-type: none"> ・「林地」に区分される鳥類：18種（30.5%） ・「市街地、その他」に区分される鳥類：5種（8.5%）
	注目種		<ul style="list-style-type: none"> ・オシドリ、ダイサギ、ツミ、ハイタカサンコウチョウ等の16種
両生類	生息種		<ul style="list-style-type: none"> ・アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエルの3科5種類の在来種
	外来種		<ul style="list-style-type: none"> ・ウシガエル1種
は虫類	生息種		<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンイシガメ、クサガメ、スッポン、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリの9種類
	外来種		<ul style="list-style-type: none"> ・ミシシッピアカミミガメ1種
哺乳類	生息種		<ul style="list-style-type: none"> ・アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、ハクビシン、クマネズミ、ドブネズミの4目5科6種
	外来種		<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン

出典：「杉並区自然環境調査報告書（第7次）」（令和2年3月、杉並区）より作成

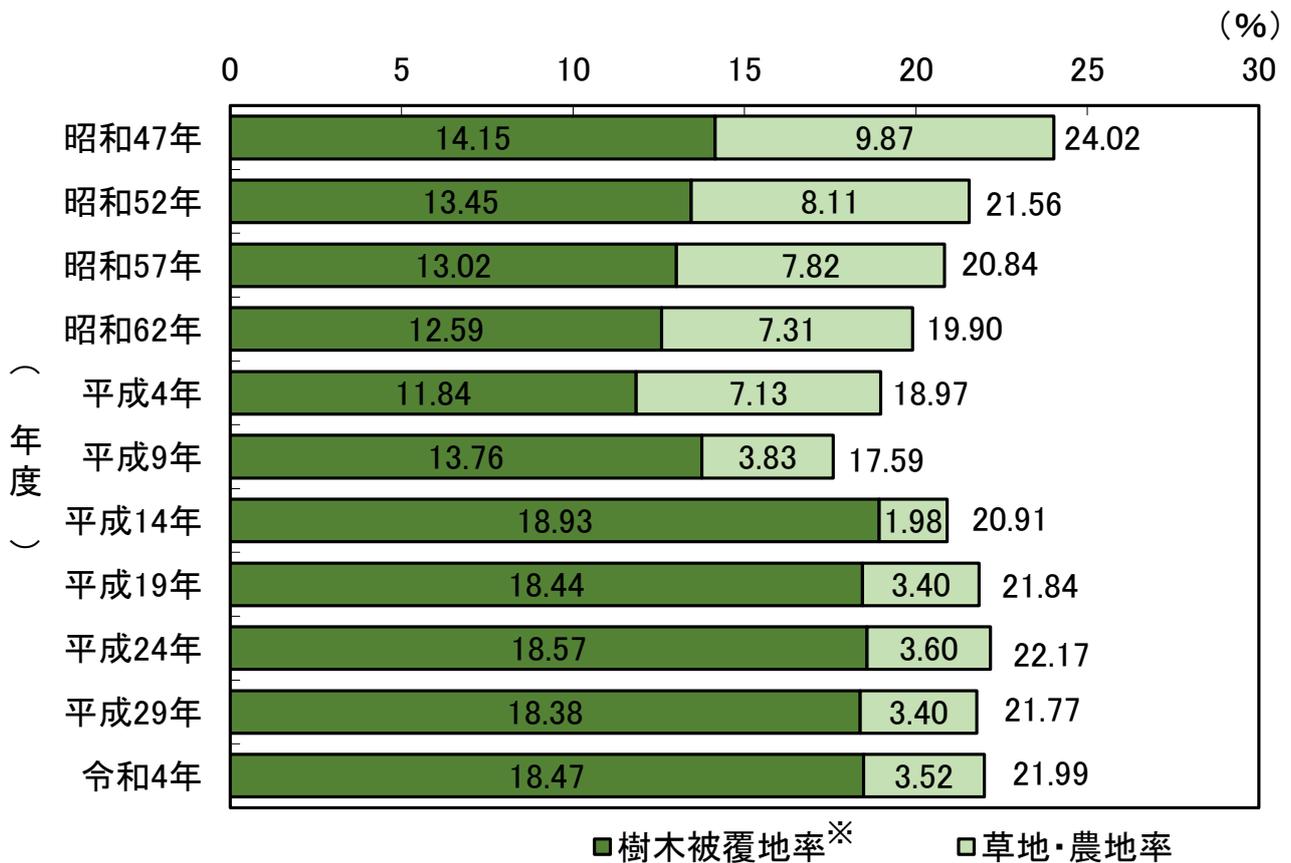
2 緑被地等分布図

(1) 緑被の状況

緑被率は、21.99%（令和4年度調査）であり、5年前の調査と比較すると0.22ポイント増加しました。

平成9年度以前は、航空写真の判読や緑被地の計測を人の目に頼ったアナログ処理であったことから、デジタル写真判読及びデジタル画像処理が確立された平成19年度以降で見ると、緑被率は21%後半から22%前半の間で横這いを続けています。

平成29年度との比較では、令和4年度の緑被率は0.22ポイント増の21.99%となり、緑被地面積は、7.52ha増の749.06haとなっています。農地を除いて、樹木被覆地、草地、屋上緑化それぞれが増加しています。特に草地の増加分が緑被率の増加に寄与しています。草地の増加は、公園や大規模民間施設において芝生広場が整備されたことによるほか、建替等に伴い一時的に裸地となった箇所に繁茂した草を緑被地として抽出している場合も見られた。樹木被覆地の増加は街路樹や住宅等に植栽された樹木が成長によって面積が大きくなったことによると考えられます。そのほか、公共施設、大規模民間施設で屋上緑化が進み、面積増加につながっています。



※本図の樹木被覆地率には屋上緑化率が含まれている。

図●：緑被率の経年変化とその内訳

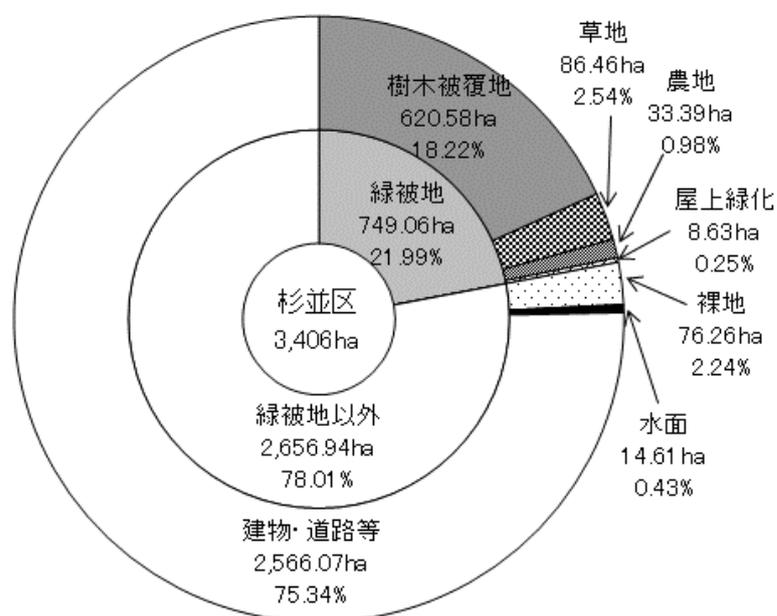
出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

表●：緑被項目別の推移

項 目	平成29年度		令和4年度		R04-H29	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	増減(ポイント)
樹木被覆地	618.21	18.15	620.58	18.22	2.37	0.07
草 地	80.55	2.37	86.46	2.54	5.91	0.17
農 地	35.12	1.03	33.39	0.98	▲ 1.73	▲ 0.05
屋上緑化	7.66	0.23	8.63	0.25	0.97	0.02
緑 被 地	741.54	21.77	749.06	21.99	7.52	0.22
裸 地	83.83	2.46	76.26	2.24	▲ 7.57	▲ 0.22
水 面	13.41	0.39	14.61	0.43	1.20	0.04
建物・道路等	2,567.22	75.37	2,566.07	75.34	▲ 1.15	▲ 0.03
区 全 体	3,406.00	100.00	3,406.00	100.00	—	—

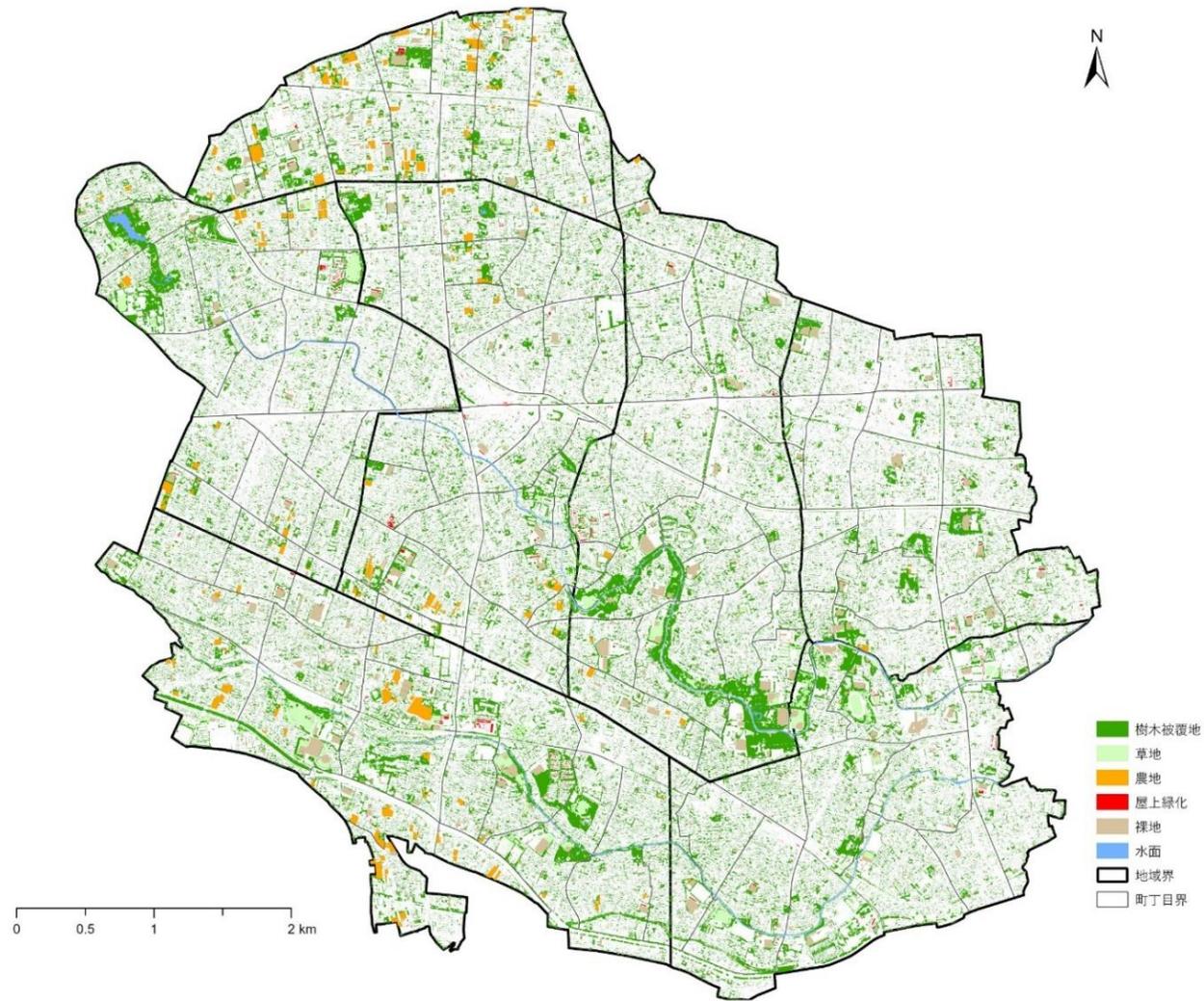
※表中の合計、割合等は、計算の元となる数値を小数点第3位以下も入れ計算していることから、表に記載されている数値による計算結果と異なる場合がある。

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）



図●：緑被地等の構成比

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）



図●：区全体の緑被地等分布図

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

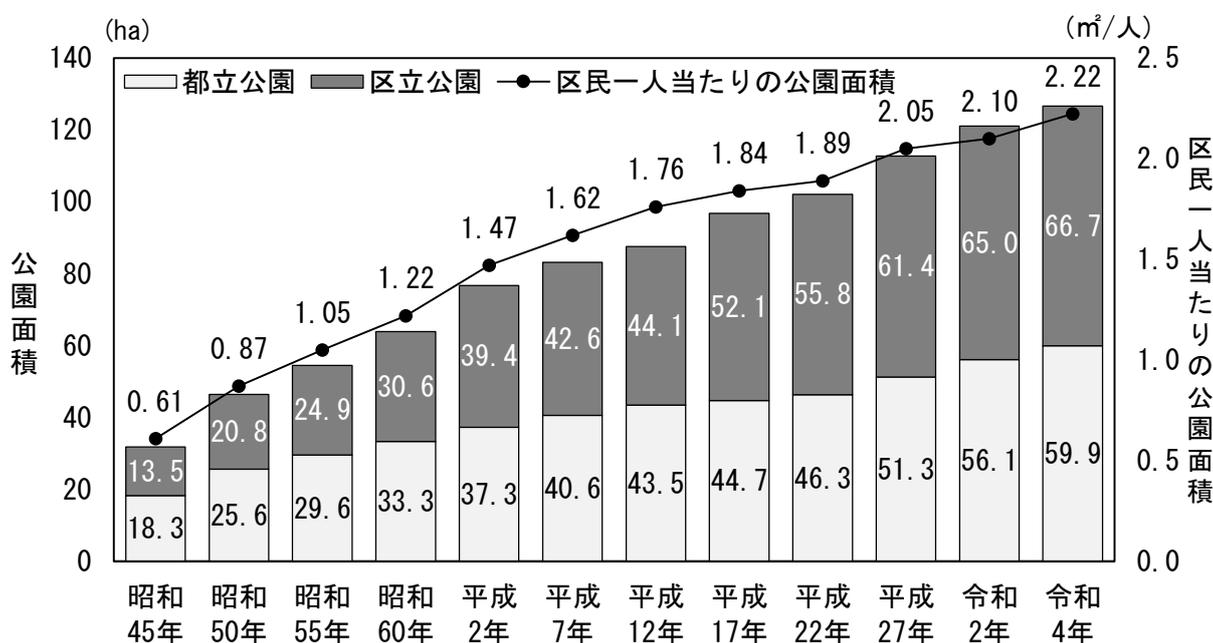
3 公園等配置図

(1)公園の状況

杉並区内の公園・緑地には、都立の公園緑地、区立の公園緑地・児童遊園があり、令和4（2022）年4月1日現在で総面積が126.6haとなっています。内訳を見ると、区立の公園緑地・児童遊園が334箇所（66.7ha）、都立の公園緑地が5箇所（59.9ha）となっています。

杉並区民一人当たりの公園面積（都立公園を含む）は2.22㎡/人となっています。

都市公園法で定めている市街地における都市公園の整備標準5㎡/人と比較すると、低い整備状況にありますが、公園面積及び区民一人当たりの公園面積は統計を開始した昭和45（1970）年から現在に至るまで着実に増加しています。また、23区の一人当たり公園面積の平均は4.38㎡/人であるが、杉並区は平均よりも低く、図●に示すとおり23区中では19番目となっています。

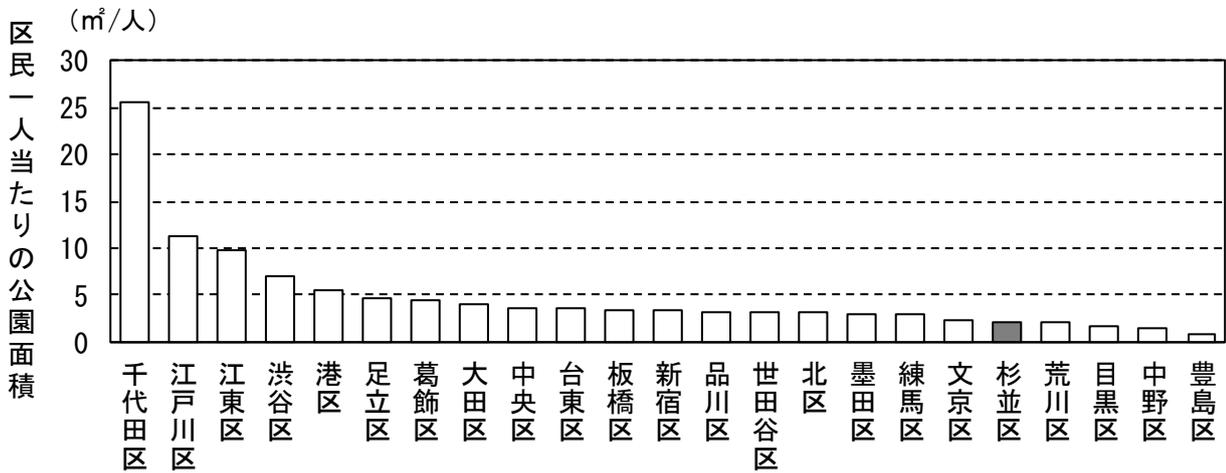


図●：公園面積及び区民一人当たりの公園面積の推移(各年4月1日)

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

表● 公園の整備状況(令和5(2023)年4月1日現在)

分類		箇所数	面積 (㎡)	
都立公園		5	621,534.76	
区立公園	地域公園	9	274,719.32	
	身近な公園	のびのび公園	14	68,459.73
		ふれあい公園	79	134,658.31
		まちかど公園	147	81,209.51
		都市緑地	81	65,050.39
		緑道	5	43,459.49
小計		335	667,556.75	
総計		340	1,289,091.51	



図●:23区の区民一人当たりの公園面積(令和4(2022)年4月1日)

出典:「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」(令和5年3月、杉並区)

4 みどりの実態調査結果概要

(1) 樹木の状況

樹木の総本数は32,724本（令和4年度調査）であり、5年前の調査と比較すると約3,190本減少しました。

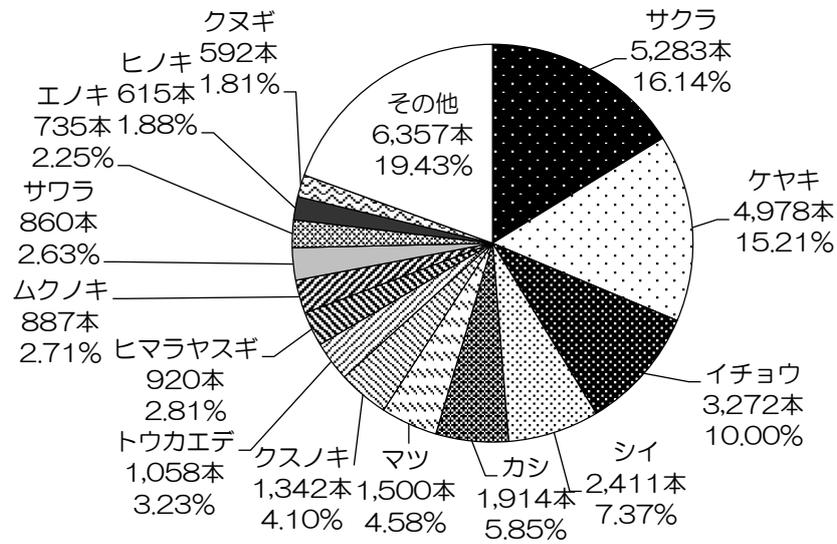
令和4年度みどりの実態調査によると、樹種別の樹木状況は、サクラが5,283本で最も多く、次いでケヤキが4,978本、イチョウが3,272本となっています。

武蔵野台地の潜在自然植生である常緑広葉樹のシイ・カシ類、武蔵野の雑木林の代表種であるケヤキ、ムクノキ、エノキ、クヌギのほか、街路樹に多いケヤキ、イチョウ、トウカエデの占める割合が高くなっています。

表●：樹種別樹木本数

NO.	樹種	H29	R4	増減 (R4- H29)
		本数(本)	本数(本)	
1	サクラ	5,945	5,283	▲ 662
2	ケヤキ	5,373	4,978	▲ 395
3	イチョウ	3,499	3,272	▲ 227
4	シイ	2,415	2,411	▲ 4
5	カシ	2,140	1,914	▲ 226
6	マツ	1,730	1,500	▲ 230
7	クスノキ	1,444	1,342	▲ 102
8	トウカエデ	1,051	1,058	▲ 131
9	ヒマラヤスギ	1,163	920	▲ 105
10	ムクノキ	985	887	▲ 98
11	サウラ	955	860	▲ 95
12	エノキ	790	735	▲ 55
13	ヒノキ	-	615	-
14	クヌギ	626	592	▲ 34
15	その他	7,798	6,357	▲ 1,441
区全体		35,914	32,724	▲ 3,190

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）



図●：樹種別樹木本数

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

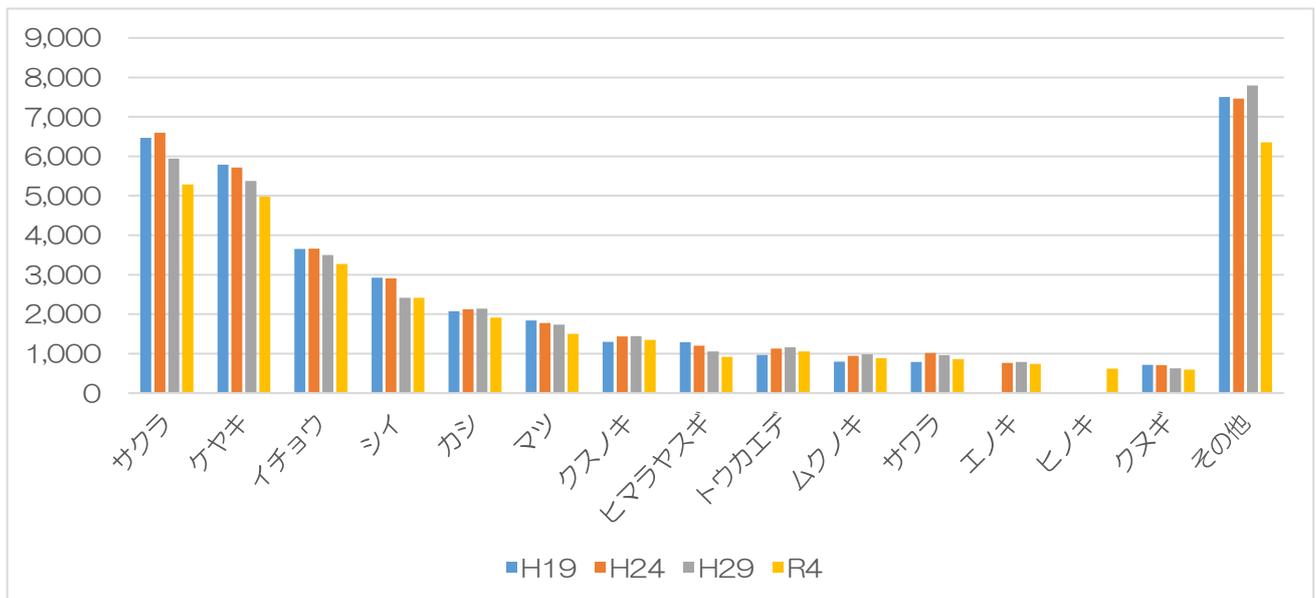


図 植栽樹木の植栽数経年変化

出典：「平成19年度・24年度・29年度・令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（杉並区）より作成

(2)樹林の状況

令和4年度調査では、5年前の調査と比較すると面積が147.24haから128.34haに約1割減少し、箇所数が634箇所から503箇所に約2割減少しています。

令和4年度みどりの実態調査によると、杉並区全体としては、面積が147.24haから128.34haに約1割減少し、箇所数が634箇所から503箇所に約2割減少しています。特に公園林が減少しており、都立和田堀公園、都立善福寺川緑地の工事による影響が大きくなっています。次いで、屋敷林も減少しており、宅地として開発される過程での屋敷林の消失や樹林面積の縮小があった。

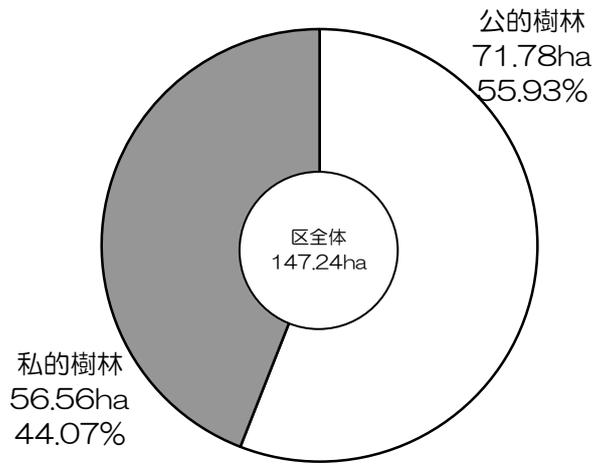
一方、その他の民間施設林は面積、箇所数ともに増加しています。主に、集合住宅等の樹木が成長し、調査対象の樹林が新たに追加されたことによると考えられます。

表●：樹林形態別箇所数及び面積の推移

上段：箇所数 下段：面積(ha)

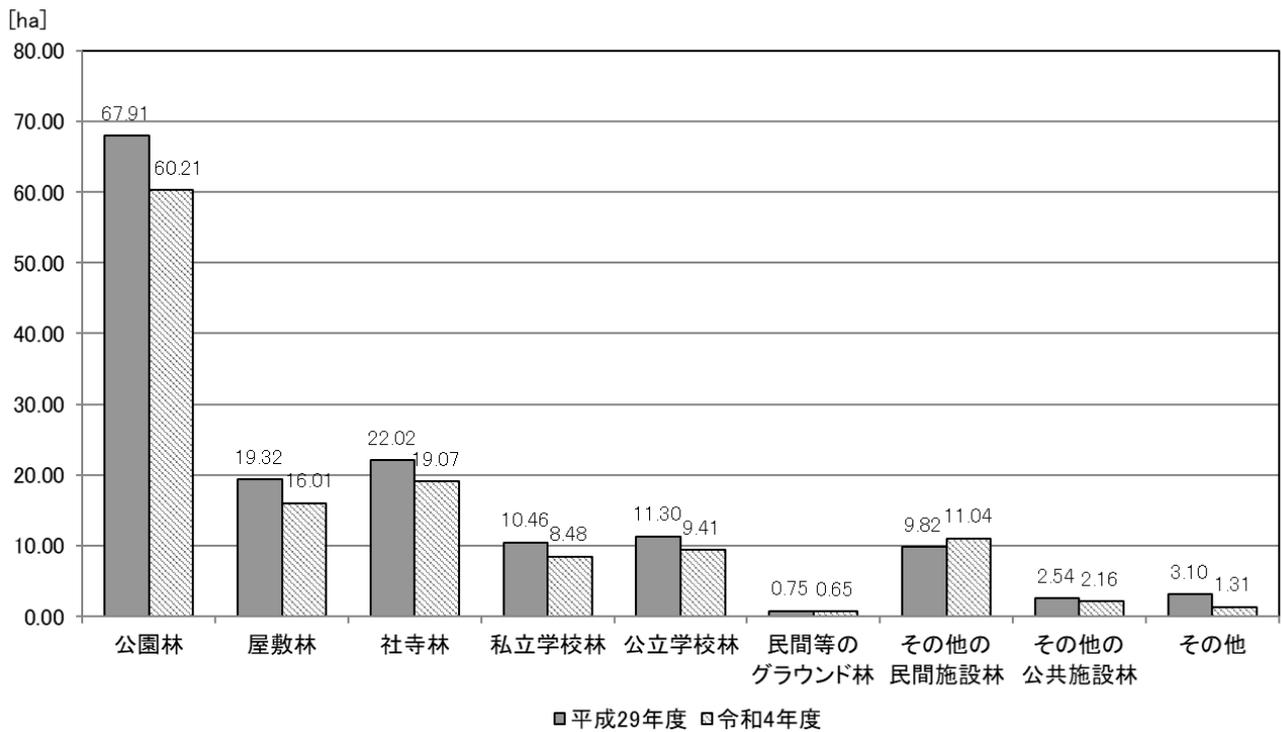
樹林形態	平成 29 年度	令和 4 年度	増減
公園林	217	146	▲ 71
	67.91	60.21	▲ 7.70
屋敷林	157	135	▲ 22
	19.32	16.01	▲ 3.31
社寺林	78	59	▲ 19
	22.02	19.07	▲ 2.95
私立学校林	22	21	▲ 1
	10.46	8.48	▲ 1.98
公立学校林	66	55	▲ 11
	11.30	9.41	▲ 1.89
民間等のグラウンド林	2	2	0
	0.75	0.65	▲ 0.10
その他の民間施設林	42	51	9
	9.82	11.04	1.22
その他の公共施設林	22	19	▲ 3
	2.54	2.16	▲ 0.38
その他	28	15	▲ 13
	3.10	1.31	▲ 1.79
区全体	634	503	▲ 131
	147.24	128.34	▲ 18.90

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）



図●:公私別樹林構成比

出典：平成19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20 年



図●:形態別樹林面積の推移

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

(3)農地の状況

令和4（2022）年4月現在の農地面積は、区の約1.1%にあたる37.8ha あり、年々減少しています。

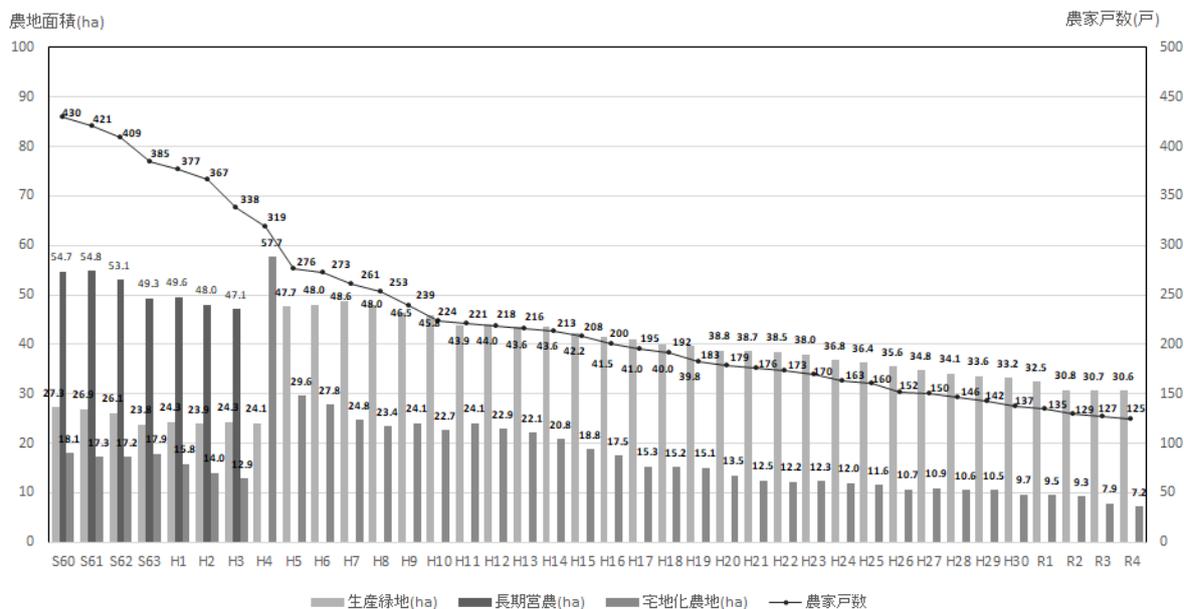
杉並区の農地は、令和4（2022）年4月1日現在 37.8ha あり、区全体面積の約 1.1%にあたる。その多くは、区の北部と南西部に分布しています。

図●は昭和 60 年以降の農地面積、農家戸数等をまとめたものです。

農地面積は昭和 60 年度を 100 とすると令和4年度では 37.8 と面積比で4割以下に減少しています。

農家戸数は、昭和 60 年度の 430 戸に対して令和4年度では 125 戸と3割以下にまで減少しています。

生産緑地地区に指定された農地は平成4年度の生産緑地法改正を機に増加しますが、その後は減少が続き、令和4年度には 31.3ha となっています。



図●：農地の現状(各年度4月1日)

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

(4)屋上緑化の状況

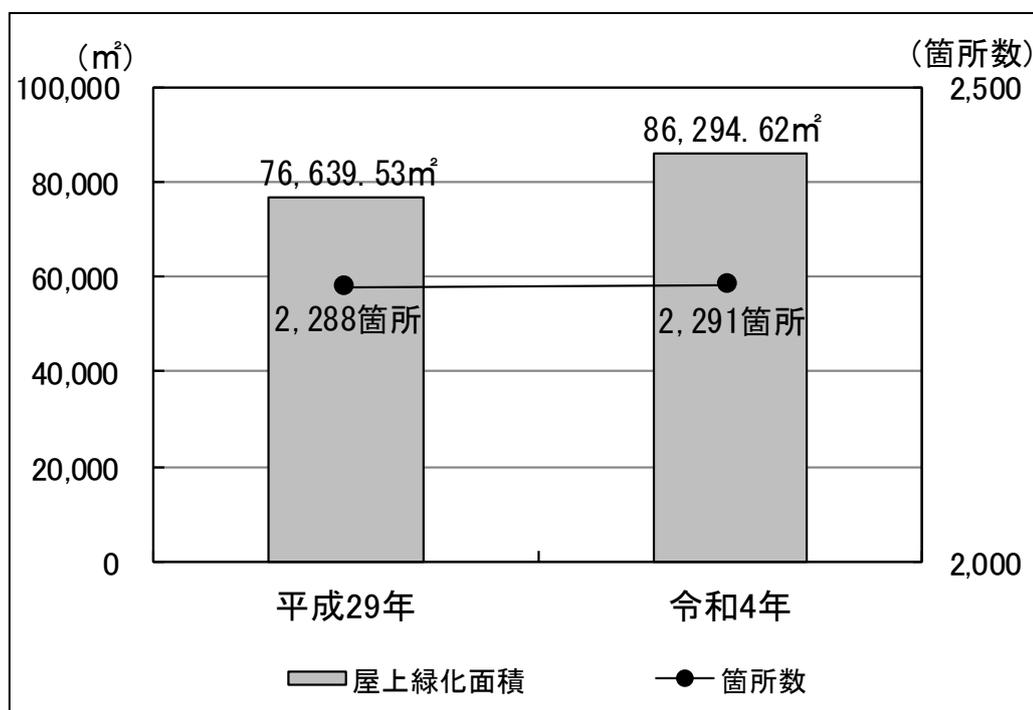
屋上緑化の状況は、2,291箇所・86,294.62㎡（令和4年度調査）であり、5年前の調査と比較すると、8箇所・9,655.09㎡が増加しています。

なお、屋上緑化のほとんどは、30㎡未満の小規模なものです。

建築面積規模別に見ると、「50㎡以上100㎡未満」の箇所数が665箇所と最も多く、次いで「100㎡以上200㎡未満」の567箇所と続く。小規模な建築物が区内に多いことから屋上緑化が整備された建物も小規模なものが多くなったと考えられる。一方で「50㎡未満」の箇所数が少ないのは、屋上緑化には一定の屋上面積が必要で、50㎡未満の小規模建物には屋上緑化が難しいことが考えられる。区全体の屋上緑化面積の約半分を建築面積規模「1,000㎡以上」が占めている。大規模建築物が屋上緑化面積の確保に大きく寄与していることがわかる。

屋上緑化率は、分母となる建築面積が大きくなるにつれて減少しやすいが、500㎡以上の建築物では増加に転じていることから、大規模建築物で屋上緑化を積極的に導入していることが考えられる。

地域別の屋上緑化面積は高井戸地域が17,845.70㎡と最も大きく、次いで荻窪地域が14,110.60㎡と続く。ともに大規模な集合住宅の屋上緑化が面積を押し上げている。地域別の屋上緑化箇所数は高円寺地域が433箇所と最も多く、次いで阿佐谷地域が381箇所と続く。建築面積100㎡未満の建物による屋上緑化が箇所数増に寄与している。



出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

図●：屋上緑化の推移

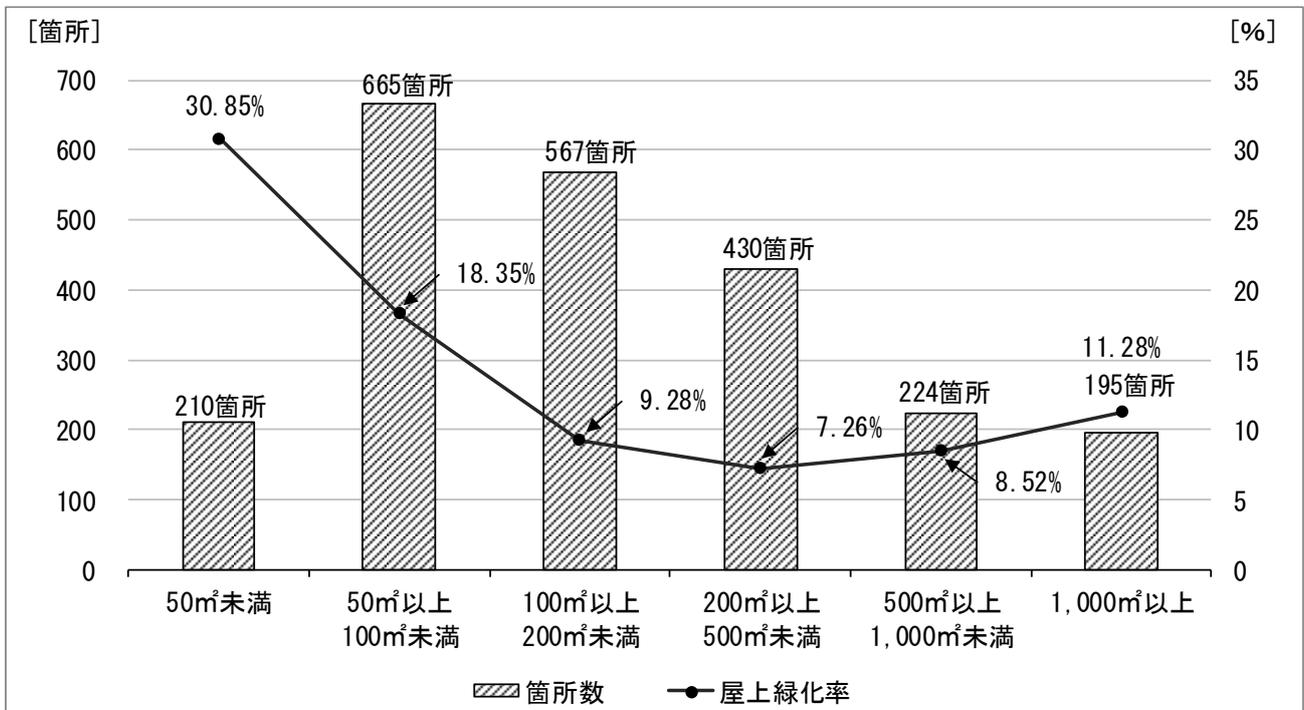
表●:各地域の建築面積規模別屋上緑化状況

上段:箇所数 下段:緑化面積(㎡)

地域名	建築面積規模						計
	50㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上	
井草	27	51	49	32	19	16	194
	198.42	2,248.69	539.08	636.14	1,584.23	2,296.61	7,503.17
西荻	27	105	92	58	36	21	339
	136.73	868.17	1,097.77	1,185.00	2,610.23	3,956.78	9,854.67
荻窪	21	95	90	78	33	33	350
	131.06	966.31	1,420.32	1,618.85	1,077.13	8,896.93	14,110.60
阿佐谷	39	127	95	52	44	24	381
	274.56	1,506.37	1,278.16	2,122.48	3,863.93	4,148.88	13,194.38
高円寺	51	130	111	81	30	30	433
	838.42	1,604.56	1,413.54	1,165.38	1,387.90	5,436.82	11,846.63
高井戸	24	64	60	58	30	33	269
	281.38	756.41	704.69	1,838.28	1,454.52	12,810.42	17,845.70
方南・和泉	21	93	70	71	32	38	325
	487.37	1,120.76	873.42	1,328.77	1,326.64	6,802.50	11,939.46
計	210	665	567	430	224	195	2,291
	2,347.95	9,071.26	7,326.99	9,894.90	13,304.58	44,348.94	86,294.62
建築面積(㎡)	7,611.43	49,448.10	78,917.92	136,269.83	156,156.41	393,280.37	821,684.06
屋上緑化率	30.85%	18.35%	9.28%	7.26%	8.52%	11.28%	10.50%

※表中の合計、割合等は、計算の元となる数値を小数点第3位以下も入れ計算していることから、表に記載されている数値による計算結果と異なる場合がある。

出典:「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」(令和5年3月、杉並区)



出典:「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」(令和5年3月、杉並区)

図●:建築面積規模別屋上緑化の箇所数及び屋上緑化率

(5)土地利用別緑被状況

表●:土地利用別緑被状況

上段:面積(ha) 下段:構成比(%)

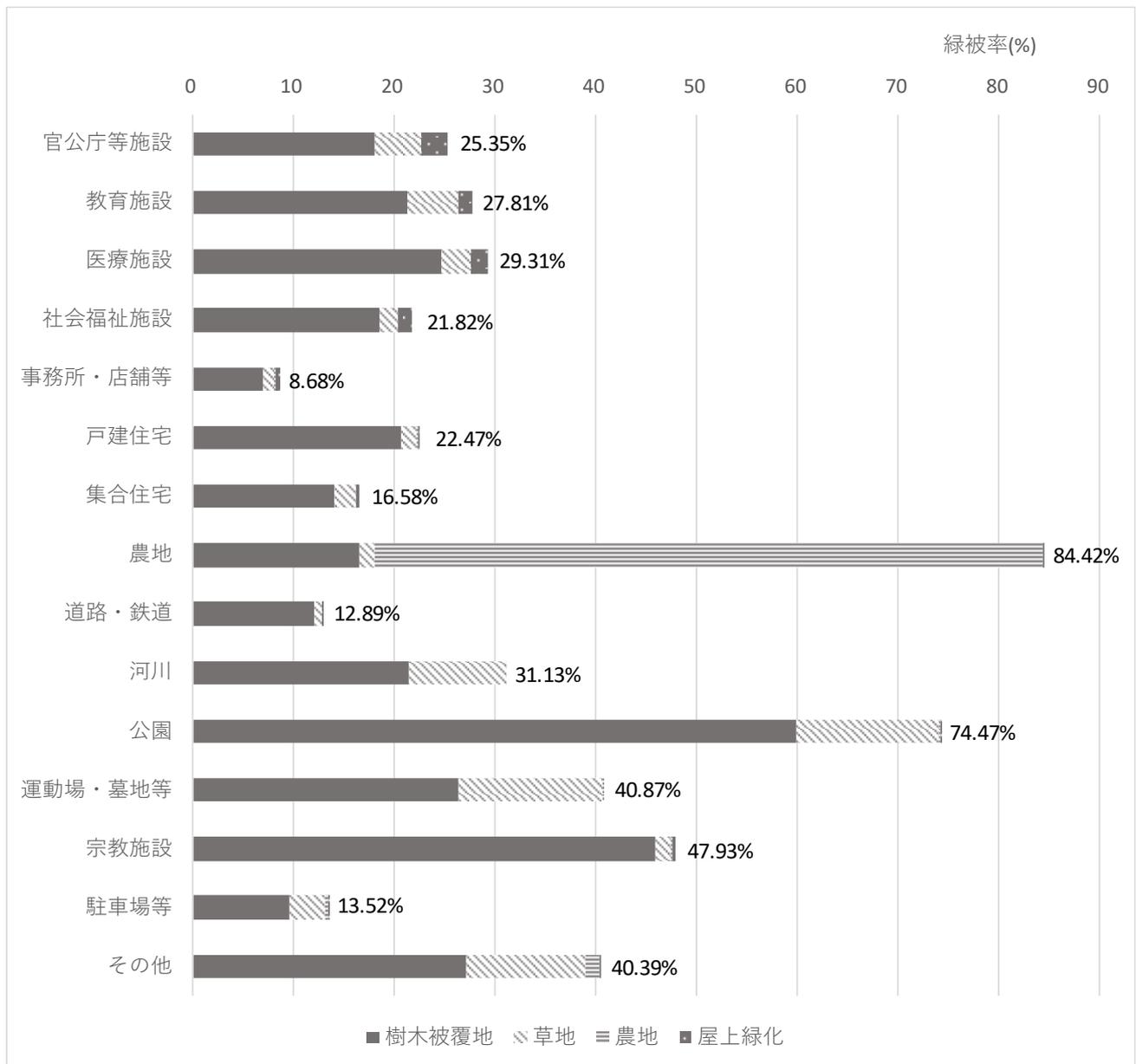
土地利用区分	面積	緑被地				裸地	水面	建物・道路等	
		樹木被覆地	草地	農地	屋上緑化				
01 官公庁等施設	27.97	5.07	1.27	0.01	0.73	7.09	0.04	0.00	20.84
	-	18.12	4.55	0.05	2.62	25.35	0.15	0.00	74.50
02 教育施設	152.07	32.41	7.65	0.13	2.11	42.30	26.94	0.01	82.82
	-	21.31	5.03	0.09	1.38	27.81	17.72	0.01	54.46
03 医療施設	17.07	4.21	0.51	0.00	0.28	5.00	0.08	0.00	11.98
	-	24.65	3.00	0.00	1.66	29.31	0.48	0.00	70.20
04 社会福祉施設	27.79	5.14	0.52	0.01	0.40	6.06	1.02	0.00	20.71
	-	18.51	1.86	0.02	1.43	21.82	3.68	0.00	74.51
05 事務所・店舗等	229.13	16.09	2.53	0.16	1.12	19.90	1.45	0.00	207.78
	-	7.02	1.10	0.07	0.49	8.68	0.63	0.00	90.68
06 戸建住宅	1,189.24	245.20	20.06	1.29	0.65	267.20	7.19	0.00	914.86
	-	20.62	1.69	0.11	0.05	22.47	0.60	0.00	76.93
07 集合住宅	715.22	100.57	14.97	0.24	2.83	118.60	6.43	0.02	590.17
	-	14.06	2.09	0.03	0.40	16.58	0.90	0.00	82.52
08 農地	45.74	7.58	0.70	30.34	0.00	38.62	0.84	0.00	6.28
	-	16.56	1.53	66.32	0.01	84.42	1.84	0.00	13.74
09 道路・鉄道	608.32	73.83	4.42	0.13	0.02	78.40	0.64	0.72	528.56
	-	12.14	0.73	0.02	0.00	12.89	0.10	0.12	86.89
10 河川	26.50	5.68	2.57	0.00	0.00	8.25	0.02	13.41	4.82
	-	21.44	9.69	0.00	0.00	31.13	0.09	50.60	18.18
11 公園	116.18	69.59	16.55	0.11	0.28	86.52	13.36	0.38	15.93
	-	59.90	14.24	0.09	0.24	74.47	11.50	0.33	13.71
12 運動場・墓地等	42.41	11.22	6.05	0.07	0.00	17.33	3.41	0.00	21.66
	-	26.45	14.26	0.16	0.00	40.87	8.05	0.00	51.08
13 宗教施設	53.39	24.50	0.88	0.05	0.17	25.59	0.71	0.06	27.03
	-	45.89	1.64	0.09	0.31	47.93	1.33	0.11	50.63
14 駐車場等	103.80	9.97	3.67	0.38	0.02	14.04	12.09	0.01	77.66
	-	9.61	3.53	0.36	0.02	13.52	11.65	0.01	74.82
15 その他	35.08	9.54	4.12	0.49	0.02	14.17	2.04	0.00	18.87
	-	27.20	11.74	1.39	0.06	40.39	5.82	0.00	53.79
合計	3,406.00	620.58	86.46	33.39	8.63	749.06	76.26	14.61	2,566.07
	-	18.22	2.54	0.98	0.25	21.99	2.24	0.43	75.34

※表中の合計、割合等は、計算の元となる数値を小数点第3位以下も入れ計算していることから、表に記載されている数値による計算結果と異なる場合がある。

※集計は「すぎなみのまちの動き～土地利用現況調査結果の分析」の結果を基に実施した。

※合計欄は区の公表面積を基に計算しているため、図形で計測した土地利用別の合計とは一致しない。

出典:「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」(令和5年3月、杉並区)



出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

図●：土地利用別の緑被率内訳

(6)景観重要樹木

杉並区では、景観法及び杉並区景観計画等に基づき、区の景観を形成する上で特に重要な樹木を将来にわたり保存していくため、令和4（2022）年4月1日現在、1本の景観重要樹木を指定している。

表 景観重要樹木一覧(令和4年4月1日現在)

No.	指定年度	樹種	所在地
1	平成28年度	ケヤキ	西荻北四丁目38番6号 (区立坂の上のけやき公園)

(7)みどりの文化財の状況

区内には、杉並区で指定した天然記念物の樹木が4本と、東京都が指定した天然記念物2箇所がある。

表 杉並区指定天然記念物一覧

種別	名称	所有者	所在地	指定年度
植物	荻窪八幡神社の コウヤマキ 1本	荻窪八幡神社	上荻四丁目19番2号	昭和60年度
植物	尾崎熊野神社の クロマツ 1本	尾崎熊野神社	成田西三丁目9番5号	昭和61年度
植物	和泉熊野神社の クロマツ 1本	和泉熊野神社	和泉三丁目21番29号	平成2年度
植物	宗源寺の ラカンマキ 1本	宗源寺	下高井戸四丁目2番3号	平成7年度

表 東京都指定天然記念物一覧

名称	所有者	所在地	指定年度
大宮八幡社叢	宗教法人大宮八幡宮	大宮二丁目3番1号	昭和8年度
横倉邸のケヤキ並木	個人	高井戸東三丁目16号	昭和10年度

(7)貴重木

杉並区では平成 12 年度から選定を行い、令和 4（2022）年 4 月 1 日現在、74 本の貴重木を指定している。

表 貴重木一覧(令和4年4月1日現在)

No.	指定年度	指定 番号	樹種	形態	町	丁目
28	平成 14 年度	29	クロガネモチ	独立木（珍木）	善福寺	2
29	平成 14 年度	30	ゴヨウマツ	独立木（珍木）	善福寺	2
30	平成 14 年度	31	アトラスシーダー	独立木（巨樹）	善福寺	2
31	平成 14 年度	32	ケヤキ	独立木（巨樹）	阿佐谷北	1
32	平成 28 年度	35	ラカンマキ	独立木（珍木）	高円寺南	2
33	平成 14 年度	36	ケヤキ	独立木（巨樹）	阿佐谷北	1
34	平成 14 年度	37	ケヤキ	独立木（巨樹）	南荻窪	2
35	平成 14 年度	38	ケヤキ	独立木（巨樹）	南荻窪	2
36	平成 14 年度	39	ケヤキ	独立木（巨樹）	南荻窪	2
37	平成 28 年度	40	タイサンボク	独立木（珍木）	上荻	2
38	平成 14 年度	41	クロマツ	独立木（巨樹）	成田西	3
39	平成 14 年度	42	コウヤマキ	独立木（珍木）	上荻	4
40	平成 14 年度	43	イチョウ	独立木（巨樹）	大宮	2
41	平成 14 年度	44	ケヤキ	独立木（景観木）	荻窪	1
42	平成 14 年度	45	アカマツ	独立木（景観木）	荻窪	2
43	平成 14 年度	46	アカマツ	独立木（景観木）	荻窪	2
44	平成 14 年度	47	ケヤキ	独立木（巨樹）	上井草	4
45	平成 14 年度	48	シラカシ	独立木（珍木）	上井草	4
46	平成 14 年度	49	カキノキ	独立木（珍木）	大宮	1
47	平成 28 年度	51	タラヨウ	株立（珍木）	宮前	3
48	平成 28 年度	52	サンゴジュ	株立（珍木）	宮前	3
49	平成 28 年度	53	ヒマラヤスギ	独立木（巨樹）	和泉	4
50	平成 28 年度	54	イヌガヤ	独立木（珍木）	宮前	3
51	平成 28 年度	55	コブシ	独立木（珍木）	和田	2
52	平成 28 年度	56	ケヤキ	株立（巨樹）	堀ノ内	3
53	平成 28 年度	58	カイツカイブキ	独立木（珍木）	梅里	1
54	平成 28 年度	58	カイツカイブキ	独立木（珍木）	梅里	1
55	平成 28 年度	59	カツラ	独立木（珍木）	下高井戸	5
56	平成 29 年度	60	カキノキ	株立（珍木）	方南	2
57	平成 31 年度	61	カイツカイブキ	独立木（珍木）	高井戸東	1
58	平成 26 年度	101	ケヤキ	株立（景観木）	西荻北	4

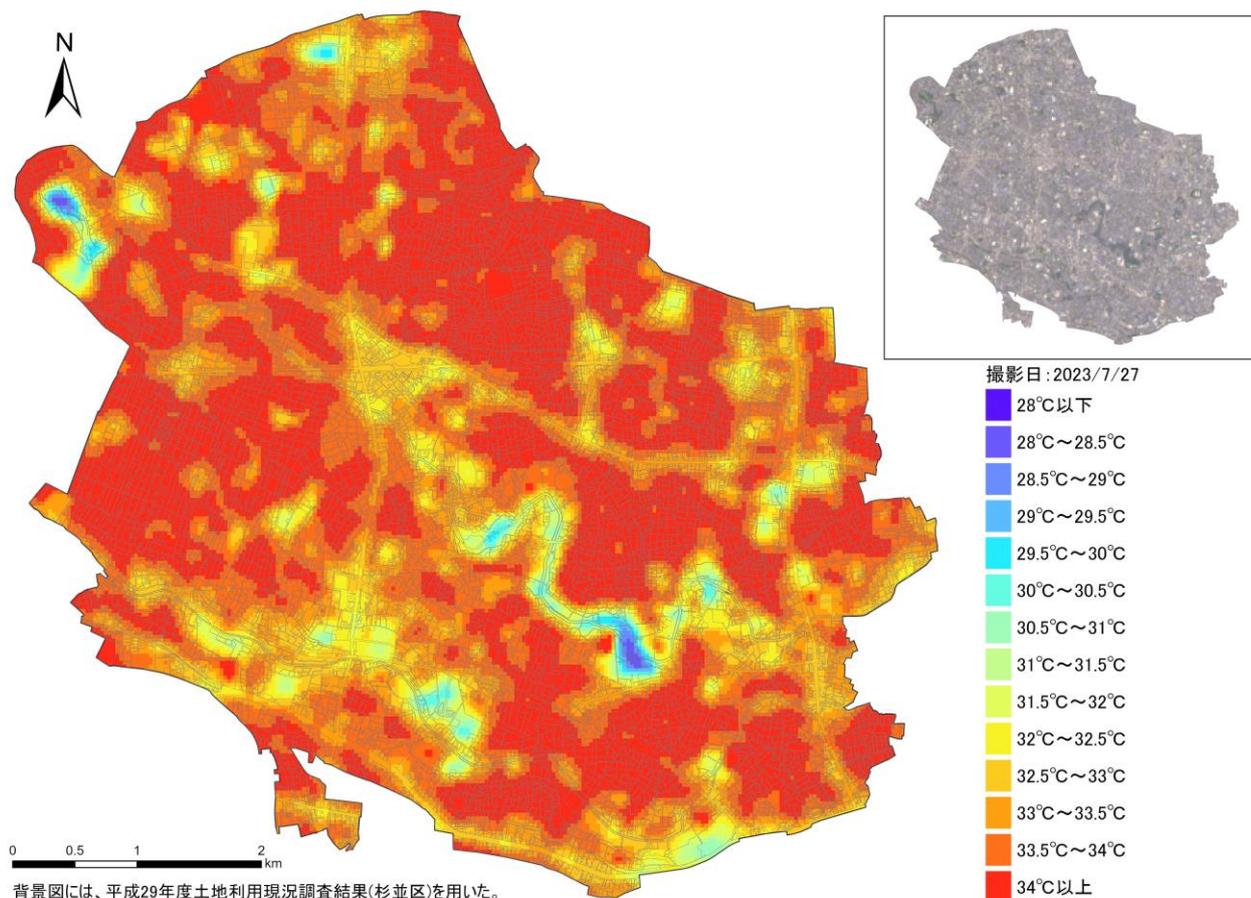
59	平成 26 年度	102	クスノキ	独立木（巨樹）	荻窪	2
60	平成 26 年度	103	アメリカスズカケノキ	独立木（巨樹）	和田	3
61	平成 26 年度	105	アメリカスズカケノキ	独立木（巨樹）	松ノ木	1
62	平成 26 年度	106	シナサワグルミ	独立木（珍木）	松ノ木	1
63	平成 26 年度	108	ヒマラヤスギ	独立木（巨樹）	荻窪	3
64	平成 26 年度	109	スダジイ	独立木（巨樹）	久我山	5
65	平成 26 年度	110	ヒマラヤスギ	独立木（巨樹）	今川	3
66	平成 27 年度	111	アカマツ	株立（巨木）	久我山	5
67	平成 27 年度	112	クロマツ	独立木（巨樹）	堀ノ内	2
68	平成 27 年度	114	クロガネモチ	独立木（珍木）	善福寺	4
69	平成 27 年度	115	フウ	独立木（珍木）	和田	3
70	平成 27 年度	116	イチョウ	独立木（巨樹）	和田	3
71	平成 27 年度	118	ヤマグワ	独立木（珍木）	和田	3
72	平成 27 年度	119	コブシ	独立木（珍木）	高井戸東	1
73	平成 27 年度	120	アキニレ	独立木（珍木）	上高井戸	1
74	平成 28 年度	121	シダレヤナギ	独立木（珍木）	清水	3

5 都市熱分布図

(1)人工衛星データによる杉並の都市熱環境

近年、ヒートアイランド現象と呼ばれる都市特有の気象現象が顕著となっているなか、都市のみどりのもつ微気象の緩和機能が注目されています。

ほぼ全域が地表面温度は33℃以上となっていますが、水とみどりが一体となった和田堀公園、善福寺川緑地、善福寺公園、その他の公園や樹林地とその周辺では30℃以下となっており、まとまりのあるみどりがあ
る箇所は、低温域を形成しています。



使用衛星: Landsat-9

撮影年月日: 令和5(2023)年7月27日午前10時20分時点

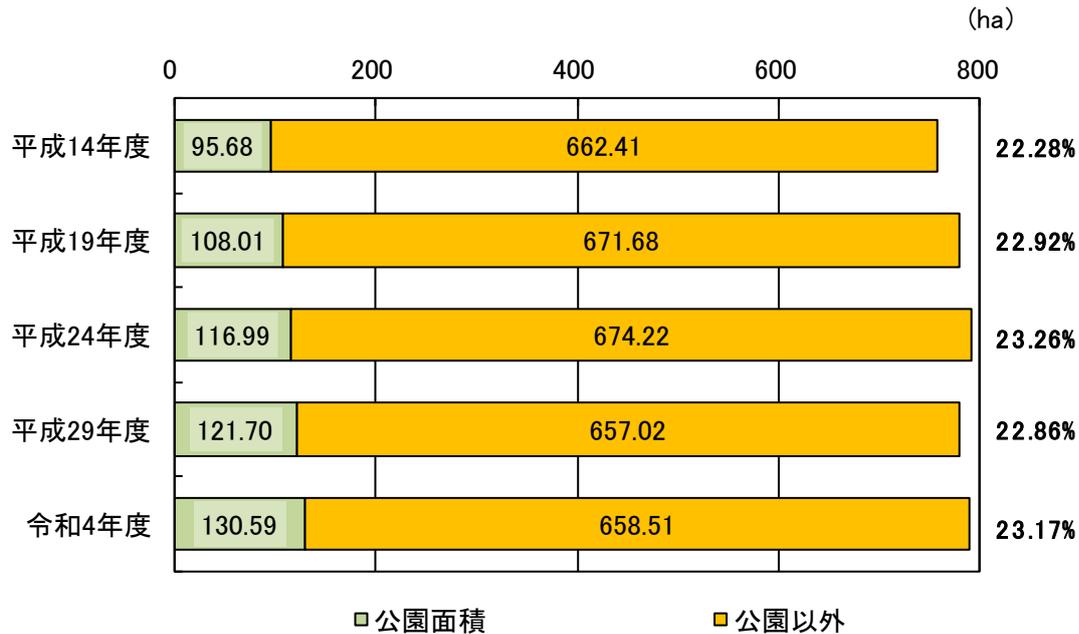
図●:人工衛星からみた杉並区(夏季)の都市熱環境

6 みどりの現状を表す指標

(1) みどり率の状況

東京都では「緑の東京計画」（平成12（2000）年12月）においてみどりの指標として「みどり率」を設定しています。「みどり率」とは樹林等の緑被に加えて、みどりの様々な機能を考慮し、公園や水面等のオープンスペースを加えた面積が、対象とする地域面積に占める割合を示したものです。

みどり率の推移は、平成29年度と比較して、みどり率は22.86%から23.17%に増加しています。



図●：みどり率の推移

(2)緑視の状況

平均緑視率は、20.09%（令和4年度調査）であり、5年前の調査と比較すると1.21ポイント減少しました。

令和4年度みどりの実態調査によると、71地点の平均緑視率は20.09%であった。

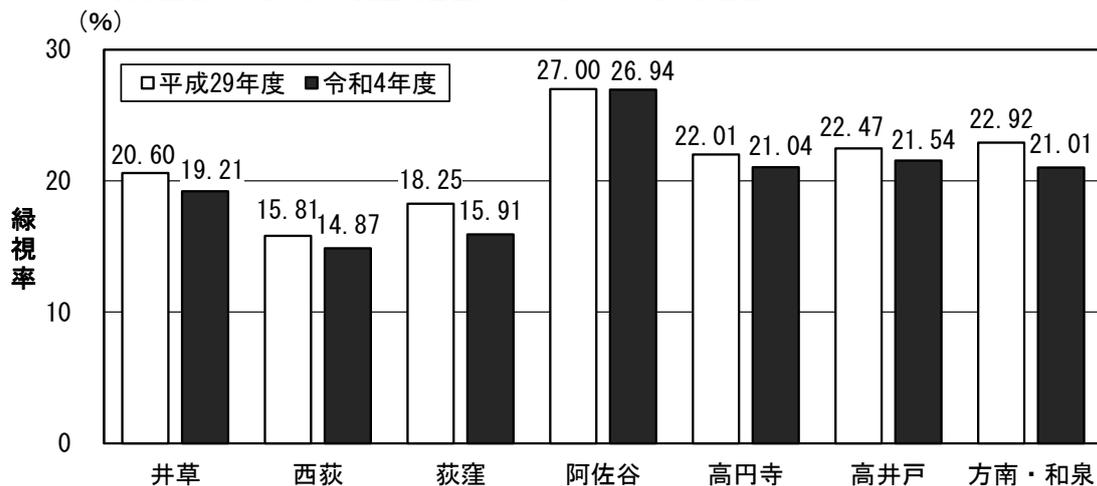
緑視率が最も高いのは、阿佐谷地域の26.94%、次いで高井戸地域の21.54%であった。阿佐谷地域、高井戸地域は緑被率（第3章）や、樹林面積（第6章）も高く、緑視率においても同様の傾向が見られた。一方、緑視率が最も低いのは西荻地域の14.87%、次いで荻窪地域の15.91%であった。

平成29年度と比較すると、区全体で21.30%から20.09%に減少し、全ての地域で減少した。地域別に見ると減少幅は、荻窪地域と方南・和泉地域が大きかった。緑視率が減少した主な要因は、ほとんどの地点で建物の新築・建替に伴う樹木の伐採・剪定によるものであった。

表●：地域別緑視率の結果と推移

地域	測量地点数	平均緑視率（%）		増減 R4-H29
		平成29年度	令和4年度	
井草	10	20.60	19.21	▲ 1.39
西荻	10	15.81	14.87	▲ 0.94
荻窪	10	18.25	15.91	▲ 2.34
阿佐谷	10	27.00	26.94	▲ 0.06
高円寺	10	22.01	21.04	▲ 0.97
高井戸	10	22.47	21.54	▲ 0.93
方南・和泉	11	22.92	21.01	▲ 1.91
区全体	71	21.30	20.09	▲ 1.21

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）



出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

図●：地域別緑視率の結果と推移

(3) 接道部緑化の状況

令和4年度調査では接道部緑化率は、総延長の22.68%（451,095.7m）であり、5年前の調査と比較すると25,248m減少しました。

令和4年度みどりの実態調査によると、接道部状況の推移を見ると、「緑化有り」が平成29年度から25,248m減少、「緑化余力有り」が11,877m減少となっています。一方、「緑化余力無し」は、90,565m増加しています。

「緑化有り」の減少要因としては、比較的規模の大きな住宅等が複数の敷地に分割され建て替わることで、一戸当たりの接道部が小さくなる場所が大きくなっています。

一戸当たりに必要な駐車スペースや出入口幅は一定であることから、接道部が小さい住宅が増えることで「緑化有り」が減少し「緑化余力無し」が増加すると考えられます。

表●：接道部の現況

大分類	種別	平成29年度	令和4年度	増減 (R4-H29)	全接道部に対する 割合 (%)
		延長 (m)	延長 (m)		
緑化有り	生垣	81,143.2	86,530.2	5,387	4.35
	植込・植樹帯	298,856.1	271,719.9	▲ 27,136	13.66
	緑化フェンス	12,908.5	12,453.0	▲ 456	0.63
	その他緑化	83,436.2	80,392.6	▲ 3,044	4.04
	小計	476,344.1	451,095.7	▲ 25,248	22.68
緑化余力有り	ブロック塀	156,987.5	183,244.6	26,257	9.21
	万年塀	25,378.1	20,947.4	▲ 4,431	1.05
	フェンス	155,777.1	163,463.4	7,686	8.22
	その他の塀	139,902.9	85,499.1	▲ 54,404	4.30
	その他	34,488.7	47,503.0	13,014	2.39
	小計	512,534.3	500,657.4	▲ 11,877	25.17
緑化余力無し		946,921.9	1,037,487.2	90,565	52.15
区総計		1,935,800.3	1,989,240.3	53,440	100.00

出典：「平成29年度・令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（杉並区）より作成

7 杉並区のみどりの変遷

区のみどりの変化をまちの発展とともに見ると、大きく3つに分けることができます。

1) みどりの変遷

① 東京近郊農村地帯から住宅地へ

大正12（1923）年の関東大震災が起こるまでの杉並区は、江戸、東京へ野菜を供給する農村地帯でした。台地上には畑が、低地には水田が広がっていました。関東大震災が起きると、東京市内の被災者等が現在のJR 中央線の駅周辺へと移り住み、宅地化が進行するとともに大規模な区画整理も実施されました。住宅地としての基盤が整えられると、畑等のみどりが減少しました。この戦前の区画整理により、区の北西部は基盤整備のなされた良好な住宅地となりました。公共緑地である都市公園では、区画整理による公園として荻窪公園が昭和12（1937）年に区立公園として初めて開設され、大規模な民間グラウンドは、昭和10（1935）年以降に多くがつくられ現在に至っています。

② 戦後の急激な市街化によるみどりの減少

第二次世界大戦が始まると、一時的に宅地開発の波は穏やかになりました。昭和30年代をピークに急激な市街化がすすみ、住宅地として発展すると合わせ、農地や樹林地等のみどりが大幅に減少しました。さらに、河川の護岸はコンクリートで固められ、斜面林も次々と宅地化されました。この宅地化はJR 中央線駅周辺から拡がり、昭和50年代には区内の隅々まで市街化されました。この間、昭和36（1961）年には都立善福寺公園が開設され、区民はもとより多くの人々に利用されています。

③ 住宅地の質的变化によるみどりの減少

近年、宅地のミニ開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う屋敷林の伐採、農地の宅地化等により、僅かに残るまとまったみどりも減少し続けています。現在、本区における民有地のみどりは、民間グラウンド、社寺林、農地や屋敷林、宅地内のみどり（庭や接道部）等であり、区内のみどりの半数近くを占める貴重なものとなっています。

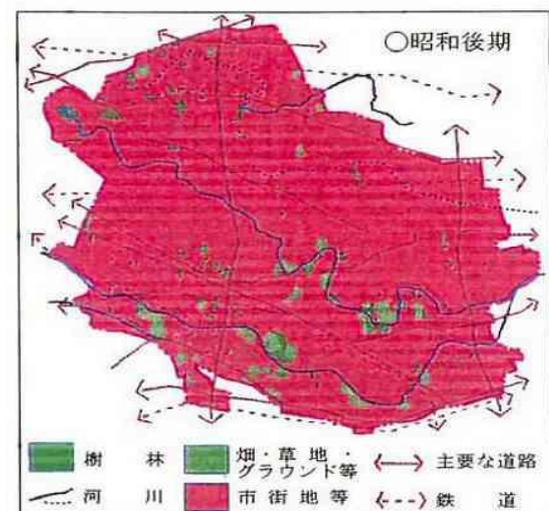
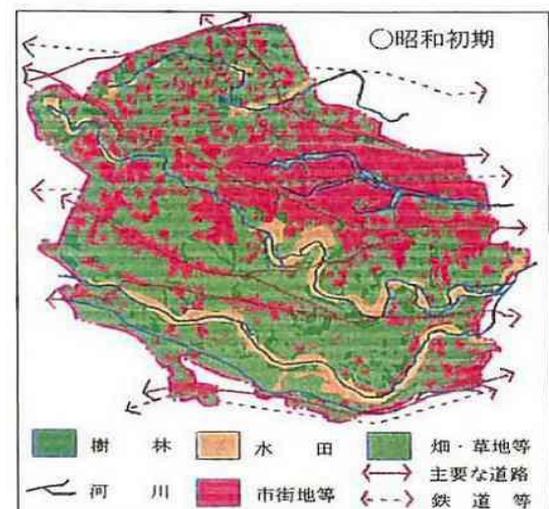


図15:みどりの変遷

出典：「緑化基本調査」（平成9年、杉並区）

2)公園整備の推移

杉並区の公園の整備は、昭和12（1937）年に開設された荻窪公園に始まり、昭和25（1950）年には関根文化公園等9園の区立公園が開設されました。その後、東京都から移管された公園等もあり、昭和40（1965）年には49箇所となりました。この間、昭和32（1957）年に、東京都では東京都市計画公園・緑地の見直しが行われ、杉並区内においては、和田堀、善福寺、高井戸の各公園、さらに、善福寺川、神田川、玉川上水の各緑地が都市計画決定されました。昭和36（1961）年になり、都立善福寺公園が、昭和39（1964）年には都立和田堀公園と善福寺川緑地の一部が開設されました。昭和45（1970）年、杉並区においては、様々な状況に的確に対応するため、長期的視野に立って、行政施策を具体的に展開していく長期行財政計画（現在の杉並区基本計画）が策定されました。その中で、杉並区内の公園を区民一人当たり3㎡確保する整備目標が示されました。その後、この整備目標に基づき計画的に区立公園が整備されるようになりました。

昭和60年代に入ると、杉並区の公園整備は国有地を中心に比較的規模の大きい公園が整備され、公園総面積が大きく伸びています。

平成21（2009）年4月現在で、杉並区内には、3箇所（46.3ha）の都立公園、303箇所（53.3ha）の杉並区立公園が開設され、区民一人当たりの公園面積は1.85㎡となっています。

令和4（2022）年4月現在で、杉並区内には、都立の公園緑地、区立の公園緑地・児童遊園があり、総面積が126.6haとなっています。

内訳を見ると、杉並区立の公園緑地・児童遊園が334箇所（66.7ha）、都立の公園緑地が5箇所（59.9ha）で、区民一人当たりの公園面積（都立公園を含む）は2.22㎡/人となっています。

出典：「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」（令和5年3月、杉並区）

8 みどり施策の年表

表●:みどりの略年表

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
明治6	1873	太政官布達第16号により公園制度が始まる		
21	1888	市区改正条例公布		
36	1903	日比谷公園開園		
大正8	1919	都市計画法公布(公園が都市計画施設として位置づけられる)		
12	1923	関東大震災 震災復興特別都市計画法公布		
昭和6	1931	国立公園法公布		荻窪公園開園 (第1号区立公園)
12	1937			
14	1939	東京緑地計画策定		
15	1940	都市計画法改正(緑地が都市計画施設となる)		
20	1945	第二次世界大戦終結		関根文化公園開園 (戦後最初の区立公園)
22	1947	日本国憲法公布 特別区誕生		
25	1950			
29	1954	土地区画整理法公布		
31	1956	都市公園法公布(整備水準、配置標準、管理基準、 公園内建ぺい率2%以下)		
32	1957	自然公園法公布		
36	1961			都立善福寺公園開園 都立和田堀公園・善福寺川緑地開園
37	1962	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律公布		
39	1964	東京オリンピック開催		
41	1966	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布		
43	1968	首都圏近郊緑地保全法公布		
44	1969	新都市計画法公布(市街化区域、同調整区域の線引き)		
45	1970	東京の緑地地域全面解除 東京都風致地区条例制定		
47	1972	都市公園等整備緊急措置法公布 自然環境保全法公布 東京における自然の保護と回復に関する条例制定	第1回緑化基本調査実施 杉並区緑化計画審議会設置	
48	1973	都市緑地保全法公布	みどりの条例制定	杉並区児童交通公園 開園 区の木決定

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
49	1974	生産緑地法公布	第2 回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 都上井草総合運動場が区に移管	浜田山区民農園開園 (第1号区民農園)
51	1976	都市公園法改正(国営公園制度の創設)		
52	1977	緑のマスタープラン通達(市街地面積の30%の緑地確保、20㎡/人の公園整備目標)		
54	1979			
56	1981	都市計画法改正(地区計画制度の創設) 東京都緑のマスタープラン策定	第3 回緑化基本調査実施 杉並区緑化基本計画・同推進 計画策定 第4 回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 杉並区まちづくり基本方針策定	大田黒公園開園 馬橋公園開園 蚕糸の森公園開園 塚山公園開園 (みどりの相談所開設)
57	1982			
59	1984	東京都緑の増進計画策定		
60	1985	都市緑化推進計画の策定通達		
61	1986			
62	1987			
63	1988	東京都みどりのフィンガープラン策定		
平成元	1989			
2	1990	「国際花と緑の博覧会」開催	第5 回緑化基本調査実施 杉並区環境基本計画策定 杉並区まちづくり基本方針 (都市計画マスタープラン) 策定	杉並百景決定 井草森公園開園 市民緑地「清水いこいの森」開設
3	1991	生産緑地法改正		
4	1992			
5	1993	都市公園法施行例改正		
6	1994	都市緑地保全法の改正(緑の基本計画制度の創設) 緑の政策大綱発表		
7	1995	都市緑地保全法の改正(市民緑地制度の創設) 生物多様性国家戦略(10月)		
8	1996			
9	1997	景観条例制定 東京都環境基本計画策定		
11	1999		第6 回緑化基本調査実施 杉並区環境基本条例施行 杉並区みどりの基本計画策定 緑化指導「緑化調整基準」改定 貴重木制度発足	(第1号市民緑地) 市民緑地「成田西いこいの森」開設
12	2000	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例施行		
13	2001	緑の東京計画策定 都市緑地保全法の改正(緑化施設整備計画認定制度の創設等)		

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
14	2002	東京都緑のボランティア制度発足 東京都環境基本計画策定 新・生物多様性国家戦略（3月）	まちづくり基本方針改定 みどりのボランティア制度発足 杉並区みどりの基金創設 平成14年度みどりの実態調査実施	
15	2003	地球温暖化対策推進大綱の発表 自然再生推進法の制定 美しい国づくり政策大綱の発表 ヒートアイランド政策大綱の発表	屋上・壁面緑化助成制度実施 杉並区環境基本計画改定 杉並区まちづくり条例施行	
16	2004	景観法の制定 都市公園法の一部改正（立体都市公園制度、借地公園保存規定等） 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定 都市緑地法（都市緑地保全法）改正	「みどりのベルトづくり計画」、「みどりのリサイクル計画」策定 「杉並区みどりの基本計画」一部改定	柏の宮公園開園 「都市のみどりを守る」緊急フォーラム開催
17	2005			
18	2006	東京都みどりの新戦略ガイドラインの策定 都市計画公園・緑地の整備方針の策定 民説公園制度	「杉並区みどりの条例」制定（旧みどりの条例全部改定） 平成19年度みどりの実態調査実施	
19	2007	東京都「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定 第3次生物多様性国家戦略の成立 京都議定書目標達成計画の改定 第三次生物多様性国家戦略（11月）	杉並区みどりのボランティア団体認定制度発足	市民緑地「下井草いこいの森」開設
20	2008	緑確保の総合的な方針（8月）	杉並区まちづくり条例改正	「高円寺みどりのベルトづくりモデル地区」指定
21	2009	生物多様性基本法成立 広域地方計画（8月）	杉並区景観条例施行	

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
		(第1次)首都圏広域地方計画(8月) 緑確保の総合的な方針への取組(都区市町村)		
22	2010	生物多様性国家戦略2010(3月) 緑確保の総合的な方針(5月) 緑確保の総合的な方針(5月)策定 「生物多様性基本法」施行(6月)	杉並区景観計画策定(4月) 環境基本計画改定(5月) 杉並区みどりの基本計画の改定(5月)	みどりのイベント 2010の実施(5月)
23	2011	「2020年の東京」策定(12月)		「落ち葉感謝祭 2011」の実施(12月)
24	2012	第4次環境基本計画(4月) 「生物多様性の保全に向けた基本戦略」策定(5月) 生物多様性国家戦略2012-2020(9月)	みどりの実態調査実施	「落ち葉感謝祭 2012」の実施(12月) みどりの顕彰「後世にのこしたい 杉並の屋敷林」実施
24	2013	東京都環境影響評価条例改正(3月)		「みどりのイベント 2013」の実施(5月)
25	2014		杉並区緑地保全方針 策定(9月)	「落ち葉感謝祭 2014」の実施(11月) みどりの顕彰「みどりの活動賞」実施
26	2014	「植栽時における在来種選定ガイドライン」～生物多様性に配慮した 植栽を目指して～の策定(5月)	杉並区緑地保全方針 策定(9月)	「みどりのイベント 2014」の実施(5月) 「落ち葉感謝祭 2014」の実施(11月) みどりの顕彰「みどりの活動賞」実施
27	2015	「パークマネージメントマスタープラン」の改定(3月) 国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択(9月)	杉並区総合計画(H27～H33)・実行計画(H27～H29)の策定(1月)	「みどりのイベント 2015」の実施(5月) 「落ち葉感謝祭 2015」の実施(12月)
28	2016	「東京都環境基本計画」策定(3月) 新たな国土形成計画(広域地方計画)(3月) (第2次)首都圏広域地方計画(3月) 緑確保の総合的な方針(3月) 「地球温暖化対策計画」を閣議決定(5月) 「地球温暖化対策推進法」一部改正(5月) 「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」策定(8月) パリ協定発効(11月) 「持続可能な開発目標(SDGs)」実施指針を閣議決定(12月)	みどりのベルトづくり高円寺推進 地区を指定(4月) みどりのベルトづくり堀ノ内推進 地区を指定(4月) ・大宮の杜緑地開園(4月) ・成田西ふれあい農業公園開園(4月) ・杉並区景観計画改定(6月) ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう!」開催(7月)	・「みどりのイベント 2016」の実施(5月) ・「落ち葉感謝祭 2016」の実施(11月) ・成宗さくら公園開園(12月) ・みどりの顕彰「みんなで楽しむ 杉並のみどり」実施

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
29	2017	都市緑地法一部改正（6月） 東京が新たに進めるみどりの取組（9月）		<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりのイベント 2017」の実施（5月） ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」開催（7月） ・「落ち葉感謝祭 2017」の実施（11月） ・みどりの実態調査の実施
30	2018	・第五次環境基本計画閣議決定（4月）	・杉並区環境基本計画改定（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのイベント 2018の実施（5月） ・第7次自然環境調査の実施 ・「落ち葉感謝祭 2018」の実施（12月）
令和元	2019			<ul style="list-style-type: none"> ・第7次自然環境調査の実施 ・みどりのイベント 2019の実施（5月） ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう」開催（8月） ・「落ち葉感謝祭 2019」の実施（12月）
令和2	2020	都市計画公園・緑地の整備方針」（7月改定） 緑確保の総合的な方針（7月）改定		・第7次自然環境調査報告書の発行（3月）
令和3	2021	「未来の東京」戦略（3月） 地球温暖化対策計画（10月）	・「杉並区ゼロカーボンシティ宣言」（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・第8次河川生物調査報告書の発行（3月） ・みどりのイベント 2021の実施（5月） ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう」開催（6月） ・「落ち葉感謝祭 2021」の実施（12月）
令和4	2022	「未来の東京」戦略 version up 2022（2月） ・「東京都環境基本計画」策定（9月）	・「環境基本計画」策定（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのイベント 2022の実施（5月） ・屋敷林イベント「屋敷林を見学し

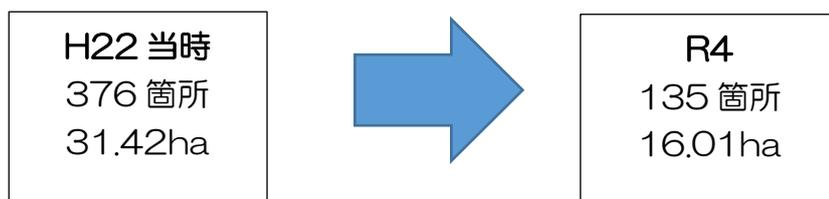
年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
				<p>よう」開催（6 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぎなみエコチャレンジ事業を開始（7 月） ・「落ち葉感謝祭 2022」の実施（12 月） ・みどりの実態調査の実施
令5	2023	<p>「保全地域の保全・活用プラン」策定（1 月）</p> <p>「未来の東京」戦略 version up 2023（1 月）</p> <p>生物多様性国家戦略 2023-2030（3 月）</p> <p>東京都生物多様性地域戦略（4 月）</p> <p>グリーンインフラ推進戦略 2023（9 月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・mottECO 普及推進モデル事業開始（10 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのイベント 2023 の実施（5 月） ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう」開催（7 月）

出典：「杉並区環境白書 令和 5 年度版 資料編」（令和 5 年 9 月、杉並区）における環境行政年表を基に作成した。

9 これまでの区の実績・課題

(1) 屋敷林

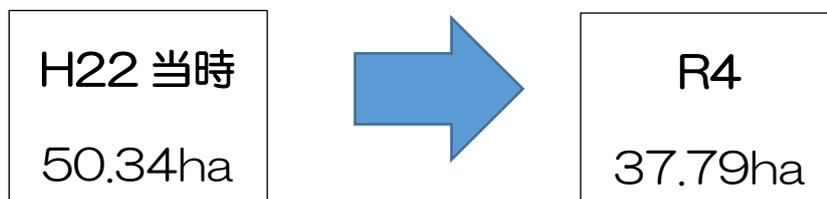
- 杉並区緑地保全方針を策定し、重点的に屋敷林・農地を保全する指針を示した。



全庁的な見直し作業によって、一律に定額補助金を支出する現行保護樹木等制度の見直しが必要な一方、補助金だけでは維持管理できないという所有者の声が多い。所有者側、杉並区双方の事情から、市民緑地の設置が進まない。

(2) 農地

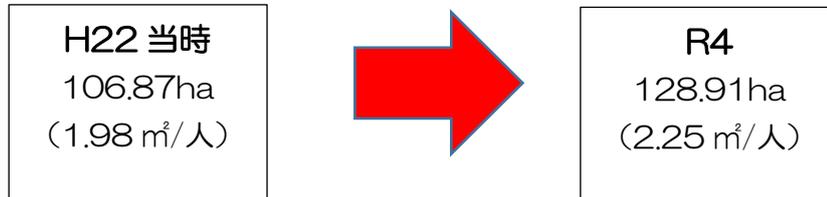
- 生産緑地の買取り申出 61 件 (9.25ha) のうち、杉並区等が 9 件 (1.82 ha) を買い取った。



- 主たる従事者の死亡等による買取り申出が年 2~10 件ある中、すべての生産緑地を買い取れず確保ができていない。

(3) 公園面積

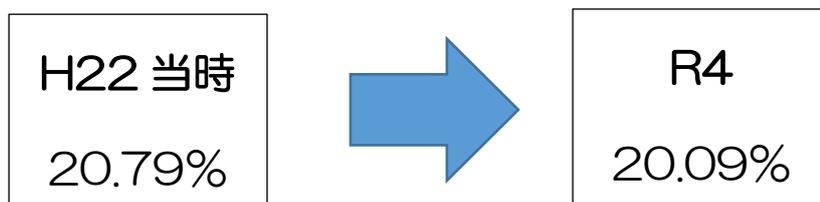
- 杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針を策定し、区民ニーズに合わせた公園改修の方針を示した。区民とのワークショップをもとに22箇所の公園を改修。



企業グラウンドが区内残り少ない状況にあって、今後まとまった土地を確保することが難しく、1 ha 以上の公園整備は進まない。1000 ㎡未満の小規模な公園が全体の約6割を占める。多様な公園機能を確保するためにも規模の大きな公園が必要。

(4) 緑視率

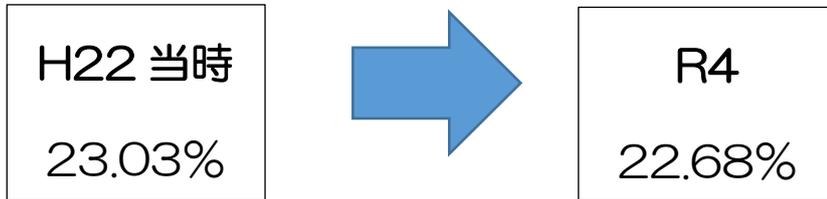
- 接道部緑化助成を325件(2010㎡)、壁面緑化助成を9件(155㎡)、屋上緑化助成を47件(1555㎡)実施した。
- 杉並区景観計画を策定し、大規模建築物等の事前協議や景観の届出制度を創設した。また、平成28(2016)年に景観重要建造物を1箇所、景観重要樹木を1箇所指定した。



- 土地売買時に見られる敷地分割によって住宅等の小規模化が進むことで、接道部緑化余地が減少し、緑視率の減少につながっている。

(5) 接道部緑化率

- みどりのベルトづくり事業によって住宅・店舗を20箇所緑化した。
- 区立小中学校、区立施設の接道部を26箇所(1729m)緑化した。
- 善福寺川親水施設(済美公園隣接)などを整備した。



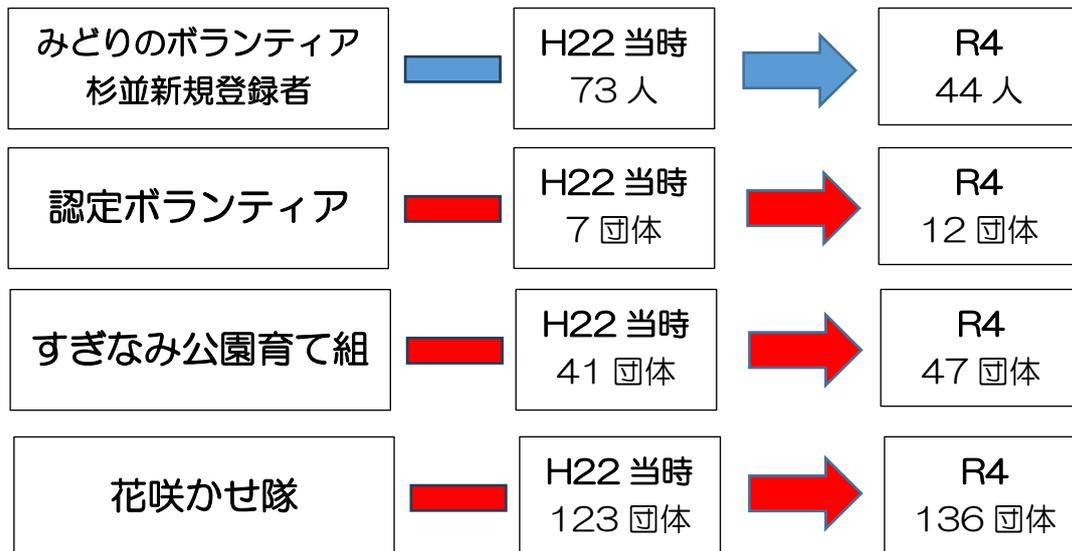
現行のみどりのベルトづくり事業では緑化箇所が散在しており、連続した緑化が主旨であるみどりのベルトづくりという観点では効果が見えにくい。

河川の親水施設は、治水対策との両立が課題となって進んでいない。

河川沿いの樹木は護岸への影響から、枯損した高木の植え替えが難しく緑化が進んで

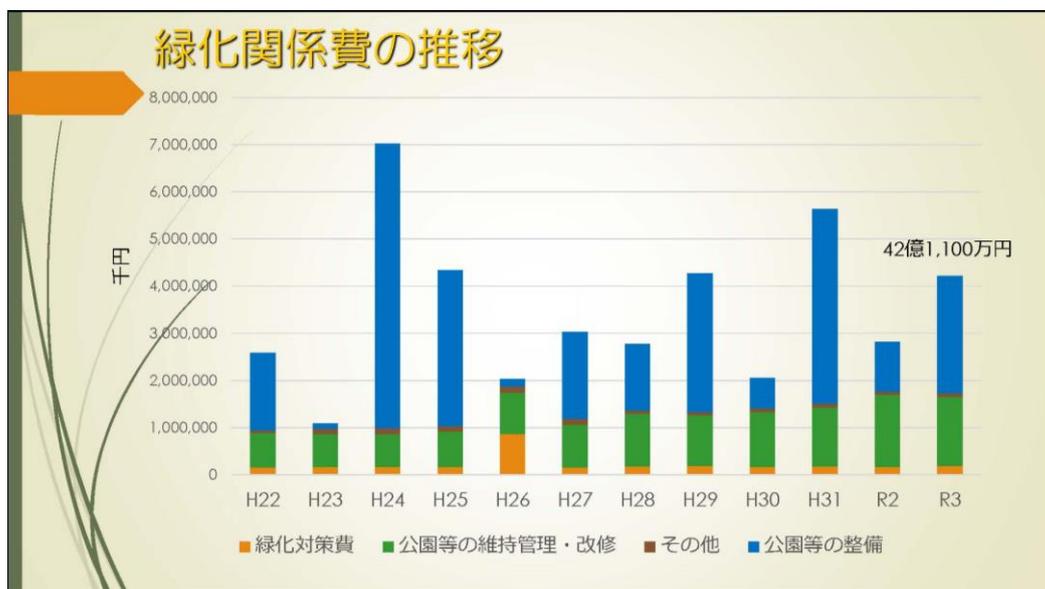
(6) 区民とのパートナーシップ

- みどりの基金の用途に「(仮称)荻外荘公園の整備」を加え積極的なPRで寄附金を伸ばした。



- ボランティアの高齢化に伴い休止、解散する団体が一定数あり、持続的な活動に懸念がある。

10 緑化関連費用の推移



図●：緑化関係費の推移(平成22年～令和3年)

令和3（2021）年の緑化対策費と公園等の維持管理・改修費は平成22（2010）年の約1.8倍です。

平成26（2014）年に緑化対策費が増加しているのは特別緑地保全地区内で公園を整備するにあたり、用地取得費用を緑化対策費に計上したことから当該年度だけ増加しています。

11 計画の検討体制

1) 計画の策定体制

(1) 学識経験者等

【名称】 杉並区みどりの基本計画検討委員会

【構成】 河村 明 東京都立大学都市基盤環境学域 名誉教授
佐藤 留美 NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
竹内 智子 千葉大学大学院園芸学研究院 准教授
和田 博幸 公益財団法人日本花の会 花と緑の研究所 特任研究員
石川 貴善 公募
稲田 星 公募
武井 成浩 保護樹木等・農地所有者
野田 一郎 農業委員会委員
峯岸 弘昌 都立農芸高等学校 緑地環境科 専修実習助手

【アドバイザー】

湯澤 将憲 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室長
菅原 淳子 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課長

(2) 庁内組織

【名称】 杉並区みどりの基本計画検討委員会 幹事会

【構成】 会長：都市整備部土木担当部長
会員：政策経営部企画課長
産業振興センター事業担当課長
都市整備部管理課長
都市整備部市街地整備課長
都市整備部土木計画課長
都市整備部みどり公園課長
都市整備部みどり施策担当課長
環境部環境課長
環境部温暖化対策担当課長
教育委員会事務局庶務課長

【名称】 杉並区みどりの基本計画検討委員会 部会

【構成】 会長：都市整備部みどり施策担当課長
構成：他関係所管課職員 13 名

12 計画改定の経緯

令和5年	8月28日	基本計画検討委員会（第1回）
	10月4日	基本計画検討委員会（第2回）
	12月13日	基本計画検討委員会（第3回）
	1月24日	基本計画検討委員会（第4回）
	3月27日	基本計画検討委員会（第5回）

15 検討委員会設置要綱

杉並区みどりの基本計画検討委員会運営要綱

令和5年3月6日
杉並第 60742 号

改正 令和5年6月1日杉並第 11745 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区みどりの基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づく杉並区みどりの基本計画（以下「計画」という）に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 計画における専門的な事項に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 区民 6名以内

(運営)

第4条 委員会は、都市整備部土木担当部長が開催する。

2 委員会の司会及び進行をする者は、内容ごとに適した者を選出する。

3 都市整備部土木担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会は、公開とする。ただし、都市整備部土木担当部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第6条 委員会において聴取した意見に関し連絡調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる職員をもって構成し、幹事長は、都市整備部土木担当部長とする。

- (1) 都市整備部土木担当部長
- (2) 政策経営部企画課長
- (3) 産業振興センター事業担当課長
- (4) 都市整備部管理課長
- (5) 都市整備部市街地整備課長
- (6) 都市整備部土木計画課長
- (7) 都市整備部みどり公園課長

(8) 都市整備部みどり施策担当課長

(9) 環境部環境課長

(10) 環境部温暖化対策担当課長

(11) 教育委員会事務局庶務課長

3 幹事長は、幹事会を総括し、幹事会を招集する。

4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、事案に関係がある職員を幹事会に出席させることができる。

(部会)

第7条 幹事会の事務を補佐するため、部会を置く。

2 部会長及び部会員は、都市整備部土木担当部長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部みどり施策担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、都市整備部土木担当部長が別に定める。

附 則 (令和5年5月25日杉並第11745号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。